

平成31年秋田県告示第197号で告示された外部監査契約について、外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月10日

秋田県監査委員	小	松	隆	明
秋田県監査委員	三	浦	茂	人
秋田県監査委員	高	橋	洋	樹
秋田県監査委員	川	村	和	夫

※以下別紙報告書のとおり

令和元年度
包括外部監査結果報告書

テーマ 秋田県のスポーツ振興に関する事務について

令和2年3月
秋田県包括外部監査人
公認会計士 村松 啓輔

目次

第 1 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
(1) 外部監査の種類	1
(2) 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
(3) 外部監査対象年度	1
(4) 監査実施期間	1
2 監査対象部局	1
3 事件を選定した理由	2
4 包括外部監査人及び補助者	3
5 外部監査の方法	3
(1) 主な監査の着眼点	3
(2) 主な監査手続	3
(3) 指摘事項及び意見	3
6 利害関係	4
7 報告書数値	4
第 2 県のスポーツ情勢	5
1 スポーツ振興計画	5
(1) 国のスポーツ振興計画	5
(2) 県のスポーツ振興計画	7
第 3 県のスポーツ振興事業	15
1 第 3 期スポーツ推進計画と個別事業の関連	15
2 庁内関連課との連携	17
3 スポーツ振興に係る県の事業の概要	17
(1) ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進	17
(2) 子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上	21
(3) 全国や世界のひのき舞台で活躍できる選手の発掘と育成・強化	21
(4) 東京オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツによる地域活性化と交流人口の拡大	25
(5) 地域のスポーツ活動の基盤となる人材の育成と環境の充実	31
第 4 県有体育施設	32
1 県有体育施設の概要	32
(1) 概要	32
(2) 各施設の概要	34
2 施設に関する個別論点	64

(1)	指定管理料	64
(2)	施設利用	81
(3)	資金管理	94
(4)	物品管理	95
(5)	指定管理業務のモニタリング評価	104
(6)	施設の利活用	111
(7)	無償貸付 3 施設.....	113
(8)	県有体育施設の整備後の維持修繕	117

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

(1) 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

(2) 選定した特定の事件（監査テーマ）

秋田県のスポーツ振興に関する事務について

(3) 外部監査対象年度

原則として平成 30 年度を対象とした。ただし、必要に応じて過年度及び令和元年度についても対象とした。

(4) 監査実施期間

令和元年 7 月から令和 2 年 3 月までである。

2 監査対象部局

秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課

3 事件を選定した理由

秋田県は、平成 21 年 9 月に「スポーツ立県あきた」を宣言し、スポーツを秋田の活力と発展のシンボルとし、スポーツを通じた秋田の元気づくりと地域の活性化、生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり、競技力の向上など、スポーツ振興を県民運動として展開するとともに、スポーツ王国復活に向けた取組を強化している。

その後、スポーツ参加形態の多様化や、秋田県を取り巻くスポーツ環境が大きく変化し、また 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とし、秋田県への事前合宿誘致や海外からの観光客の誘客等による交流人口の拡大が期待されている。

秋田県はこうした環境の変化等に対応し、2030 年の「スポーツ立県あきた」の目指す姿を「スポーツを通じて全ての県民が幸福で豊かな生活を営む元気な秋田」とした、「第 3 期秋田県スポーツ推進計画¹」を平成 30 年 3 月に策定し、「スポーツ立県あきた」の具体化に向けた取組をさらに強力に推進するとしている。そして平成 30 年度から 4 年間における県政運営指針「第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン²」において、「スポーツ立県あきた」の推進とスポーツによる交流人口の拡大を施策の一つに掲げている。

以上から、秋田県のスポーツ振興に関する事務について検討することは重要であり、また、過去に秋田県の包括外部監査において事件（テーマ）としていないことから、令和元年度の包括外部監査の事件（テーマ）として有意義であると判断し選択した。

¹ 「スポーツ立県あきた」の趣旨を具現化するため、国の「スポーツ振興基本計画」を参考として本県の実情に即して定めた、スポーツの振興に関する基本的計画であり、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間の計画期間としている。

² 県では、県政運営の指針として、平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間の推進期間とする「第 2 期ふるさと秋田元気創造プラン」を推進してきたが、第 2 期までの取組の成果や現在の社会経済情勢を踏まえ、県の最重要課題である人口減少の克服と秋田の元気創造を目指し、新たな県政運営の指針「第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン」（平成 30 年度から 4 年間）を策定した。

4 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	村松	啓輔
補助者	公認会計士	田中	慎二
〃	公認会計士	中島	和夏
〃	公認会計士	布施	俊平
〃	公認会計士		
〃	試験合格者	松嶋	惇司

5 外部監査の方法

(1) 主な監査の着眼点

秋田県のスポーツ振興に関する事務について、規則等への準拠性、事業の有効性、経済性及び効率性などの観点から監査を行うこととし、具体的な視点を次のとおり定めた。

- ① 秋田県のスポーツ振興に関する事務について、元気創造プランやスポーツ推進計画などに基づき、明確な目標を設定し、事業評価や改善が必要に応じてなされているか。
- ② 秋田県のスポーツ振興に関する契約事務が適切になされているか。
- ③ 秋田県の県有体育施設の管理運営及び利活用が適切になされているか。
- ④ 指定管理者の選定や業務モニタリングが適切になされているか。

(2) 主な監査手続

秋田県のスポーツ振興に関する諸資料の閲覧、所管部署に対する質問、県有体育施設の現場視察を中心として、監査を実施した。なお、監査手続の詳細は、「第 2 県のスポーツ情勢」以降において記載する。

(3) 指摘事項及び意見

当報告書において、指摘事項と意見は次のように区別した。

指摘事項	財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項（法規等準拠性）に該当するものである。これらは、県として速やかに措置する必要があると判断した内容である。
意見	法規等準拠性の問題は認められないものの、最小の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び業務運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など（経済性、効率性及び有効性に関する事項）に該当するものである。

6 利害関係

包括外部監査人の対象とした事件（テーマ）について、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

7 報告書数値

当報告書に記載する表の合計又は差額は、単位未満の端数処理により、総数と内訳の合計又は差額が一致しない場合がある。

第2 県のスポーツ情勢

1 スポーツ振興計画

(1) 国のスポーツ振興計画

① スポーツ振興法からスポーツ基本法の制定

我が国では東京オリンピックを目前に控えた、昭和 36 年にスポーツを広く国民一般に普及させるため、スポーツ振興の基本となる法律として「スポーツ振興法」が制定された。

スポーツ振興法の制定から 50 年が経過した昨今においては、スポーツは広く国民に浸透し、スポーツを行う目的が多様化するとともに、地域におけるスポーツクラブの成長や、競技技術の向上、プロスポーツの発展、スポーツによる国際交流や貢献の活発化など、スポーツを巡る状況は大きく変化している。こうした状況を踏まえ、スポーツ推進のための基本的な法律として、平成 23 年に「スポーツ基本法」が制定された。この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としている。

② 第 2 期スポーツ基本計画

スポーツ基本法の規定に基づき、平成 24 年 3 月に「スポーツ基本計画」が策定されている。「スポーツ基本計画」は、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置づけられる。現在は平成 29 年度からの 5 年間の第 2 期計画期間に当たる。

スポーツは競技としてルールに則り他者と競い合い自らの限界に挑戦するものや、体力の向上、健康維持、仲間との交流など多様な目的で行うものがあり、スポーツを「すること」で楽しさや喜びが得られることはスポーツの価値の中核となっている。一方でスポーツへの関わり方は、スポーツを「すること」だけでなく「みる」ことや「ささえる」ことも含まれる。このスポーツへの「する」「みる」「ささえる」といった積極的な参画により、①スポーツで「人生」が変わること、②スポーツで「社会」を変えること、③スポーツで「世界」とつながること、④スポーツで「未来」を創ることの 4 つの観点から、総合的かつ計画的に取り組む施策、政策目標として第 2 期スポーツ基本計画では以下が掲げられている。

表 2-1-1 第 2 期スポーツ基本計画での施策・政策目標

1	スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
	【政策目標】 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週 1 回以上が 65%程度（障害者は 40%程度）、週 3 回以上が 30%程度（障害者は 20%程度）となることを目指す。
2	スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
	【政策目標】 社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。
3	国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備
	【政策目標】 国際競技大会等において優れた成績を上げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。 日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。
4	クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上
	【政策目標】 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

（出典：文部科学省「スポーツ基本計画」を基に監査人が作成）

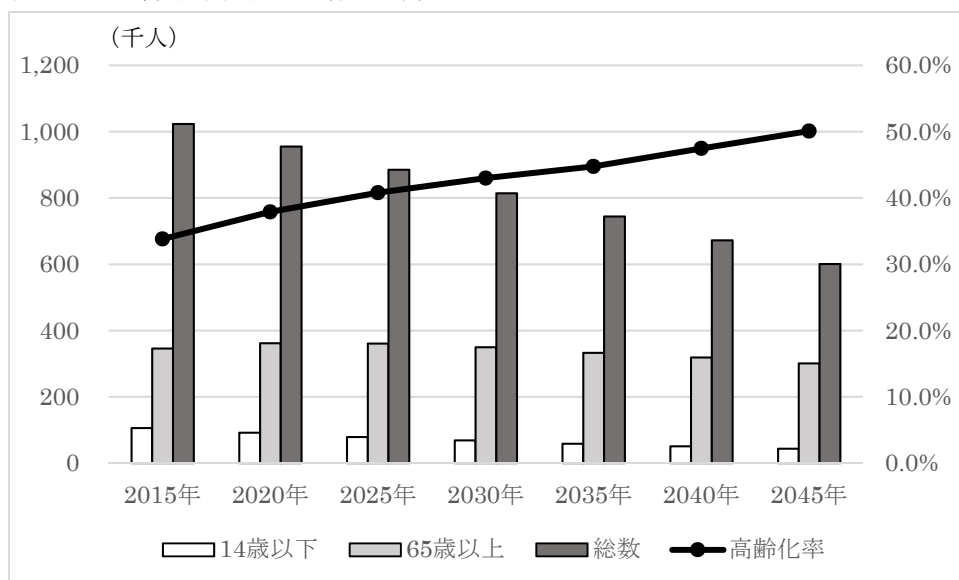
(2) 県のスポーツ振興計画

① 「スポーツ立県あきた」宣言

県では、スポーツを通じた秋田の元気づくりと地域の活性化、生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり、競技力の向上など、スポーツ振興を県民運動として展開するとともに、スポーツ王国復活に向けた取組を強化するため、平成 21 年 9 月に「スポーツ立県あきた」を宣言した。その後スポーツ振興を一元的・総合的に推進するため、スポーツに関する事務を教育委員会から知事部局に移管し、平成 22 年 4 月にスポーツ振興課が新設され現在に至っている。スポーツに関する県の現状は以下のとおりである。

ア 県の人口

表 2-1-2 将来推計人口（秋田県）



（出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成 30 年推計）を基に監査人が作成）

県においては、人口の減少及び少子高齢化が深刻な問題であり、2020 年には、県の人口が 1,000 千人を割り込むとともに、14 歳以下人口は 100 千人を割り、人口に占める割合は 9.6%になるという試算（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成 30 年推計））が示されるなど、県全体の活性化に影響を及ぼすことが予想される。実際の県人口は推計より早く、平成 29 年に 1,000 千人を割り込み、令和元年 12 月現在 960 千人台となっている。

イ 県民のスポーツ実施状況等

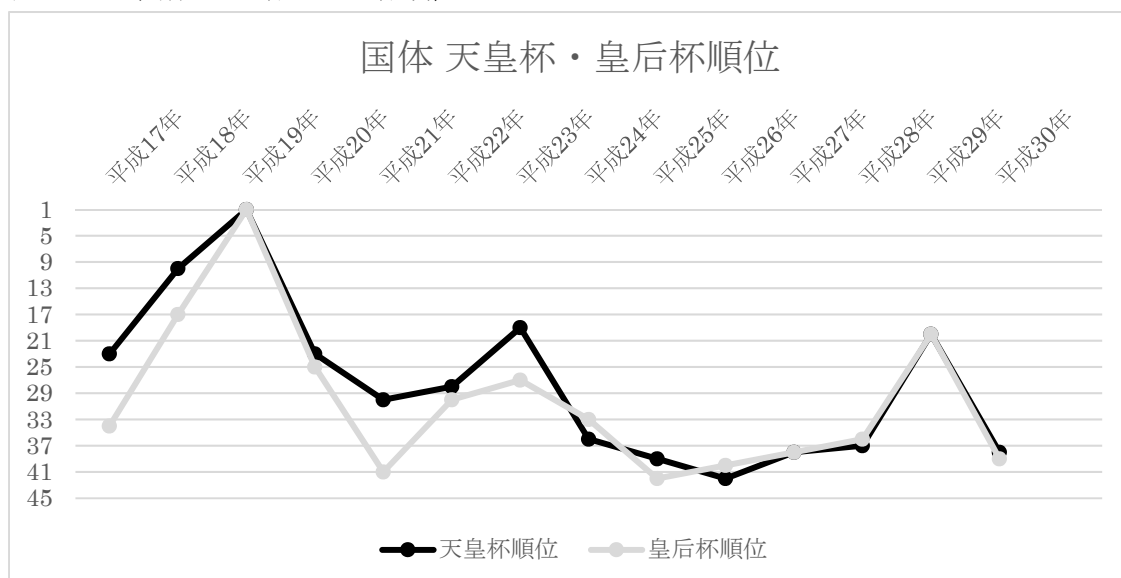
「平成 30 年度スポーツ実態調査」(秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課)では、成人で、この 1 年間に何らかの運動やスポーツを行った人の割合は 78.7%、1 週間に 1 回以上スポーツに取り組んだ人の割合は 48.0%であり、近年は横ばいで推移している。

一方、1 年間に運動やスポーツを行わなかった人の理由は、「仕事や家事が忙しいから」が 52.1%と最も多く、次いで「生活や仕事で身体を動かしているから」が 25.2%となっている。なお、「スポーツが嫌いだから」と回答した人は 11.5%となっている。

運動・スポーツをする理由(複数回答)については、「楽しみ、気晴らしのため」(55.5%)、「健康のため」(54.9%)、「体力増進・維持のため」(38.4%)、「友人・仲間との交流として」(36.0%)などが上位を占めている。

ウ 競技スポーツ

表 2-1-3 国体 天皇杯・皇后杯順位



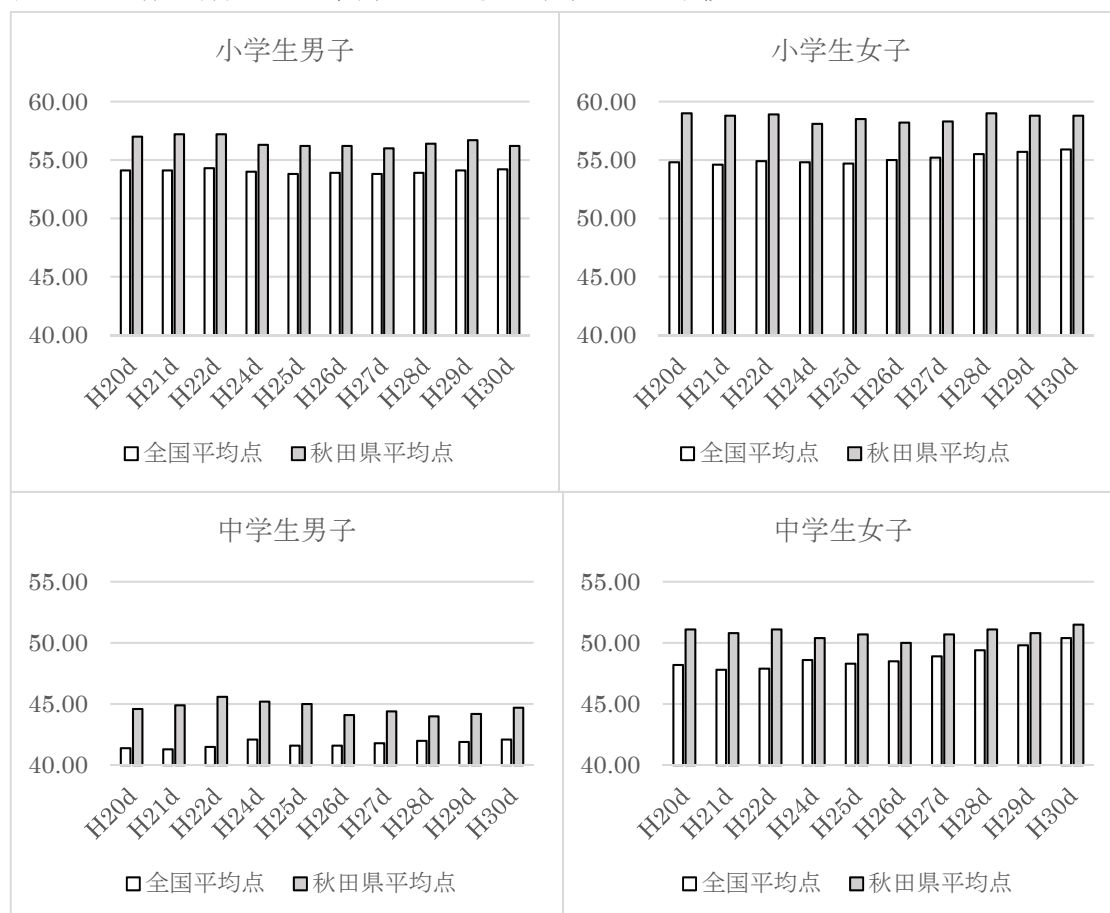
(出典：公益財団法人日本スポーツ協会ウェブサイトを基に監査人が作成)

平成 19 年に開催された第 62 回国民体育大会「秋田わか杉国体」では、県は天皇杯と皇后杯を獲得しているが、天皇杯においては、平成 30 年の福井しあわせ元気国体では 38 位と低迷している。

これは、秋田わか杉国体時の成年主力選手の引退や、経済状況の悪化に伴い企業スポーツの維持や優秀な人材の県内就職環境などが厳しい状況になったことのほか、少子化による競技人口の減少など、様々な要因が考えられる。

エ 子どもの体力

表 2-1-4 体力合計点の全国平均点と秋田県平均点の推移



(出典：スポーツ庁「平成 30 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を基に監査人が作成)

「平成 30 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(文部科学省による小学校 5 年生、中学校 2 年生悉皆調査)の結果では、県の児童生徒の体力合計点はおおむね良好で全国トップクラスであることが示されている。

これは、平成 13 年度以降、学校体育の充実や子どもたちの体力向上のために行ってきた諸施策や、学校現場における取組の充実などが要因として考えられる。

しかし、全国的な傾向として、最近 10 年間をみると、小学校高学年以上では緩やかな向上傾向を示しており、全国平均点と秋田県平均点との差が縮まりつつある。

こうした中、県では学校体育を充実させるため、小・中・高等学校学校体育担当者連絡協議会の開催、学校の実態に応じた業前・業間運動や、体育的行事を実施するなど、子どもの体力の維持・向上を図る取組を推進している。

オ スポーツによる地域活性化

現在、各地域で開催されているスポーツ大会や県外スポーツ団体のスポーツ合宿により多くの選手・関係者が来県しており、宿泊による経済効果に加え、地域の住民との交流や周辺観光による地域活性化が期待されている。

県内初のプロスポーツチームとして、バスケットボールの「秋田ノーザンハピネッツ」（秋田ノーザンハピネッツ株式会社）は、2010年度からbjリーグ³へ参入していた。その後、Bリーグ⁴が2016年度に発足し、2016-2017シーズンにおいては、B1でシーズンスタートしたもののB2へ降格した。しかし、2017-2018シーズンにおいては、B2からB1への昇格を果たし、観客動員数もB2で1位となるなど、地域のプロチームとして活躍している。

また、サッカーの「ブラウブリッツ秋田」（株式会社ブラウブリッツ秋田）は、2014シーズンからJ3へ参入し、2017シーズンにJ3初優勝を果たしており、ラグビーの「秋田ノーザンブレッツ」はトップイーストリーグ Div1に参戦中であるなど、トップスポーツチームの活躍に県民から熱い期待が寄せられており、県では応援機運の醸成に努めたり、スポーツビジネスの振興を支援している。

② 秋田県スポーツ推進計画

秋田県は人口減少や少子高齢化が進行し、地域活力の減退等が危惧されている。幼児から高齢者まで県民の多くがスポーツに「する」「みる」「ささえる」など様々な形で参画し、スポーツの価値を享受することは、地域の活性化や地域コミュニティの再生、元気で活力あふれる秋田の創造につながる。また、関係機関や団体が一体となってスポーツを総合的かつ計画的に推進することは活力ある社会づくりのためにも極めて大きな意義がある。

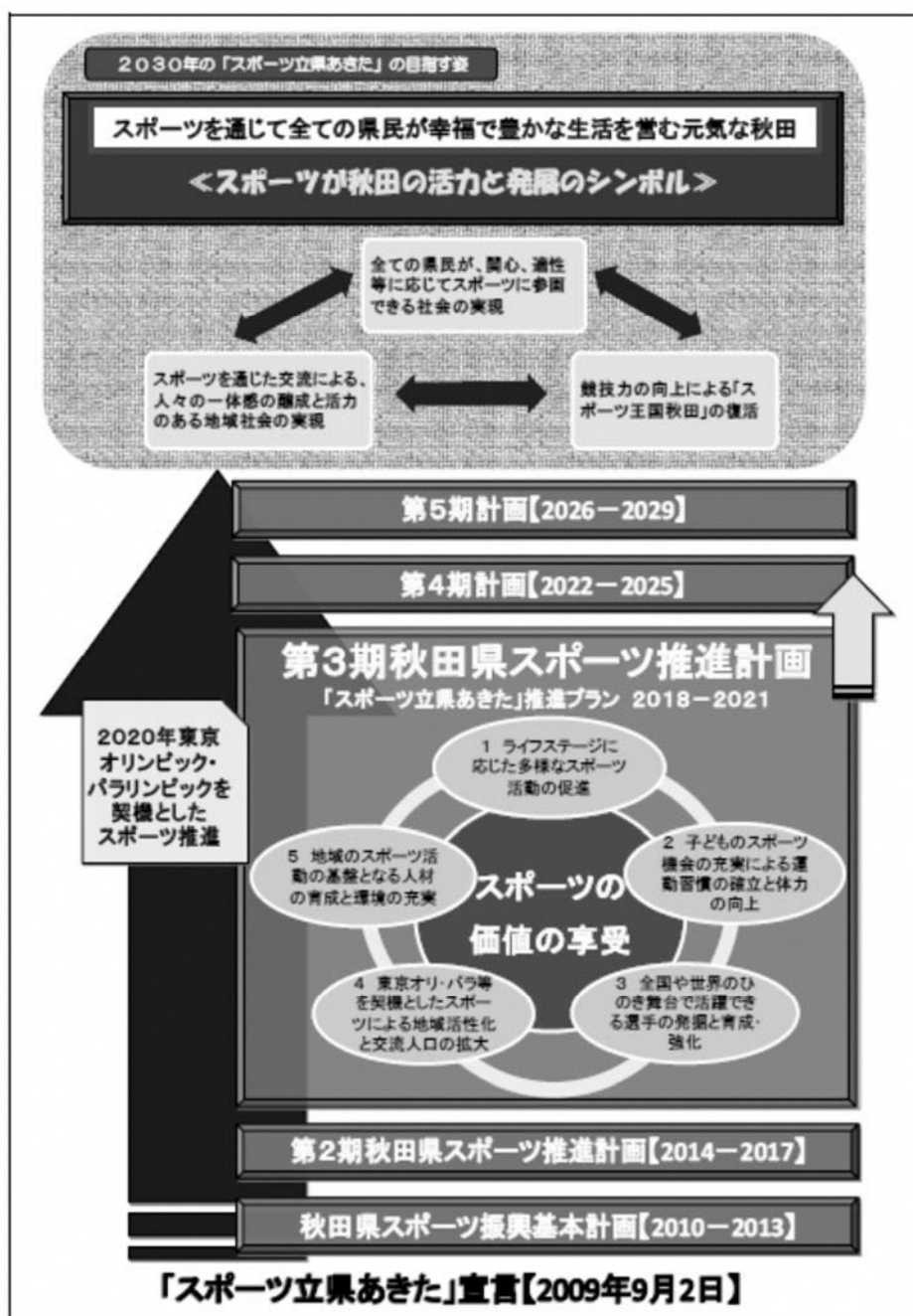
そのため、県は国の「スポーツ基本計画」を参考に、県の実情に即して「秋田県スポーツ推進計画」を策定している。2010年から20年後の目指すべき姿として、「スポーツを通じて全ての県民が幸福で豊かな生活を営む元気な秋田」を掲げており、現在は2018年度から2021年度までの第3期計画期間に当たる。

第3期秋田県スポーツ推進計画の位置づけ、5つの政策は次頁の表のとおりである。スポーツ振興に係る5つの政策については「第3 県のスポーツ振興事業」にて後述する。

³ 2005年から2016年まで株式会社日本プロバスケットボールリーグが主催していた日本のプロフェッショナルバスケットボールリーグ。

⁴ 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグが運営している日本のプロバスケットボールのトップリーグ。

表 2-1-5 県の目指す姿とスポーツ推進計画の位置づけ



（出典：「第3期秋田県スポーツ推進計画」）

③ 第 3 期スポーツ推進計画の目標指標と直近の達成状況

県では第 1 期・第 2 期スポーツ推進計画において、達成すべき目標について定量的な数値目標を掲げていなかったが、平成 30 年度からの第 3 期スポーツ推進計画においては、各施策を多面的に評価するため 5 つの代表指標に加えて、5 つの政策に対応する 43 個の関連指標を設定し各年度別の数値目標を掲げている。

表 2-1-6 第 3 期秋田県スポーツ推進計画の政策の数値目標

指標名			単位	現状値 (H29d)	年度別目標値			
					H30d	R1d	R2d	R3d
【代表指標】								
1	成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	%	46.9	54.0	57.0	61.0	65.0	
2	成人の週 3 回以上のスポーツ実施率	%	21.9	25.5	27.0	28.5	30.0	
3	子どもの体力水準 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の平均)	点	52.6	52.8	52.9	53.0	53.1	
4	国体における天皇杯得点 (男女総合得点)	点	989	1,000 以上				
5	東京オリ・パラへの本県関係選手の出 場者数	人	3 (H28d ⁵)			10 以上		
【関連指標】(抜粋)								
政策 1 ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進								
1	30 代女性の週 1 回以上のスポーツ実 施率	%	36.6	44.0	47.0	51.0	55.0	
政策 2 子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上								
18	小学校の業前・業間運動実施率	%	82.2	83.0	84.0	85.0	85.0	
政策 3 全国や世界のひのき舞台で活躍できる選手の発掘と育成・強化								
27	国体における少年種別の獲得得点	点	218.5	230	240	250	260	
政策 4 東京オリンピック・パラリンピック等を契機とした、スポーツによる地域活性化と交流 人口の拡大								
37	海外からのスポーツ合宿等誘致数	回	1	4	6	10	5	
政策 5 地域のスポーツ活動の基盤となる人材の育成と環境の充実								
40	総合型クラブへの訪問指導回数	回	49	55	60	65	70	

(出典：「第 3 期秋田県スポーツ推進計画」を基に監査人が作成)

⁵ 【代表指標】5 東京オリ・パラへの本県関係選手の出場者数の現状値のみ、平成 28 年度である。

上記の目標値に関して、直近の達成状況は以下のとおりである。

表 2-1-7 第 3 期スポーツ推進計画の目標指標の達成状況

	指標名 (代表指標)	単位	H30d		
			目標	実績	達成率
1	成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	%	54.0	48.0	88.8%
2	成人の週 3 回以上のスポーツ実施率	%	25.5	21.3	83.5%
3	子どもの体力水準 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の平均)	点	52.8	52.8	100.0%
4	国体における天皇杯得点 (男女総合得点)	点	1,000 以上	787.5	78.7%
5	東京オリ・パラへの本県関係選手の出場者数	人			

(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

代表指標のうち、子どもの体力水準に関しては目標を達成しているが、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率、週 3 回以上のスポーツ実施率、国体における天皇杯得点は未達成となっている。これについて県はそれぞれ以下のとおり分析している。

- ・成人の週 1 回以上のスポーツ実施率については、平成 29 年度から 1.1%増加したが目標には未達となった。スポーツ科学センター主催の円熟塾やあきた元気アップ健康教室指導者派遣等の各事業、県庁出前講座等の成果に加え、県民の健康意識の高まりが実績に表れてきている。「月 1~3 回行う」実施者が約 15 万人いることから、これらの愛好者の掘り起こしを図るとともに上記事業の継続により、目標の達成を目指す。
- ・成人の週 3 回以上のスポーツ実施率については、平成 29 年度から 0.6%減少し、目標値からも 4.2%の未達となった。週 3 回以上の実施者はアスリート志向等の意識の高い層であると考えられるが、2020 東京オリンピック・パラリンピックに向け、スポーツへの関心が高まる中、その魅力を更に広めるとともに、日常生活におけるスポーツ実施の効果としての健康増進や体力向上の効果を広く周知することで、スポーツ実施率の向上を図る。
- ・子どもの体力水準（全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の平均）については、10 回連続で全国平均値を上回り良好な状況を維持している。
- ・国体における天皇杯得点については、福井国体において全体の入賞数が平成 29 年度の 51 から 40 に減少し、目標値から 200 点以上未達となった。特に少年種別の入賞数が 20 から 13 に減少する等不振であった。また、2017 年に優勝したバスケットボール成年女子の東北予選敗退や、2018 年のインターハイで準優勝したフェンシング少年女子が国体では 2 回戦で敗退するなど、得点の高い団体種目の入賞数が 13 から 8 に減少したことが大き

く影響している。

④ 指摘事項及び意見

ア 障害者スポーツ実施率等の実態把握・数値目標設定（意見 01）

国は、第 2 期「スポーツ基本計画」において、スポーツ参画人口を拡大させ、成人の週 1 回以上のスポーツ実施率が 65%程度（障害者は 40%程度）、週 3 回以上が 30%程度（障害者は 20%程度）となることを目指すとしている。しかし、県は、障害者のスポーツ実施率について数値目標を設定していない。

スポーツ庁は、「「地方スポーツ推進計画」の策定状況調査結果について」（平成 30 年 10 月 23 日スポーツ庁政策課）において、障害者に係るスポーツ実施率に関する数値目標を設定している都道府県・市区町村は少数に止まっており、各地域の実情に応じた適切な対応の検討を求めている。また、県の第 3 期スポーツ推進計画においてもライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進として、県内スポーツ施設等における障害者の利用実態や実施可能種目等を調査することで障害者の利用促進を図るとしている。

スポーツ基本計画では、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実することを目指している。この趣旨に鑑みれば、障害者のスポーツ実施状況に係る実態を把握し、その実態に応じた施策の展開、数値目標の設定及び公表を検討されたい。

イ スポーツ推進計画の目標値に対する実績値の公表（意見 02）

国の第 2 期「スポーツ基本計画」における重要な目標であるスポーツ実施率の向上については、スポーツ庁次長通知（「「スポーツ実施率向上のための行動計画」の策定について（通知）」（平成 30 年 9 月 6 日付け 30 ス庁第 352 号））において、各地域の実態に関する調査を行い、達成目標や実績を公表すること等とされている。

県は、第 3 期スポーツ推進計画で代表指標 5 個、関連指標 43 個の合計 48 個の指標について平成 30 年度～令和 3 年度の各年度別の目標値を設定している。しかし、その実績値の公表は「第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン」の政策評価・施策評価としての代表指標 1 個（成人の週 1 回以上のスポーツ実施率）、成果・業績指標 2 個（海外からのスポーツ合宿等誘致数（累積）、国体における天皇杯得点）の合計 3 個の公表にとどまっている。

県民への説明責任を果たし、県政運営の理解を深めるためにも、第 3 期スポーツ推進計画で掲げた各年度別の 48 個の指標にかかる実績値の公表を検討されたい。

第3 県のスポーツ振興事業

1 第3期スポーツ推進計画と個別事業の関連

県は平成30年度から4年間の県政運営の指針となる「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」を策定し、それに基づく施策・事業に取り組んでいる。第3期スポーツ推進計画での5つの政策と、ふるさと秋田元気創造プランの施策の紐づけは次項のとおりである。

なお、スポーツ推進計画において掲げている「2 子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上」については、ふるさと秋田元気創造プランの施策には直接紐づかない。

表 3-1-1 秋田県スポーツ推進計画とふるさと秋田元気創造プランとの紐づけ

第 3 期秋田県 スポーツ推進計画		第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン 施策 4-4： 「スポーツ立県あきた」の推進とス ポーツによる交流人口の拡大		平成 30 年度の スポーツ振興課の事業例
1	ライフステージに応じた 多様なスポーツ活動の促 進	3	ライフステージに応じた多様な スポーツ活動の促進	・スポーツ少年団活動活性化事業 ・元気アップ運動機会拡充事業 ・生涯スポーツ活動基盤整備事業
2	子どものスポーツ機会の 充実による運動習慣の確 立と体力の向上			—
3	全国や世界のひのき舞台 で活躍できる選手の発掘 と育成・強化	2	全国や世界のひのき舞台で活躍 できる選手の発掘と育成・強化	・選手強化対策補助事業 ・国民体育大会派遣費 ・競技力向上対策及びスポーツ振 興事業委託、スポーツ普及奨励 事業
4	東京オリンピック・パラ リンピック等を契機とし た、スポーツによる地域 活性化と交流人口の拡大	1	東京オリンピック・パラリンピ ック等を契機とした、スポーツ による地域活性化と交流人口の 拡大	・FIS ワールドカップモーグル大 会開催事業 ・バドミントンマスターズ大会開 催支援事業 ・2020 ホストタウン推進事業
5	地域のスポーツ活動の基 盤となる人材の育成と環 境の充実	4	地域のスポーツ活動の基盤とな る人材の育成と環境の充実	・県有体育施設整備・改修事業 ・八橋陸上競技場整備支援事業 ・新スタジアム整備構想策定事業 負担金

(出典：「第 3 期秋田県スポーツ推進計画」「第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン」、スポーツ振興課から提
供された資料を基に監査人が作成)

2 庁内関連課との連携

県のスポーツ振興に関しては観光文化スポーツ部スポーツ振興課が中心となり、以下の関連課が連携して業務を行っている。

- ・健康福祉部 長寿社会課 障害福祉課 健康づくり推進課
- ・観光文化スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ科学センター
- ・建設部 都市計画課
- ・教育庁 幼保推進課 特別支援教育課 保健体育課

3 スポーツ振興に係る県の事業の概要

(1) ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進

① 政策目標

ライフステージに応じた県民の多様なスポーツ活動を促進し、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度、週3回以上が30%程度となることを目指す。

② 施策

・スポーツ参画人口の拡大とスポーツを通じた健康増進

県民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤となるよう、県庁出前講座やあきた元気アップ運動指導者の派遣、円熟体操の普及等により誰もが日常的にスポーツに親しむ機会を充実させ、スポーツ参画人口の拡大を図る。「健康寿命日本一」を目指し、「ねんりんピック秋田2017」の成果を生かしながら、スポーツを通じた健康増進を図る。

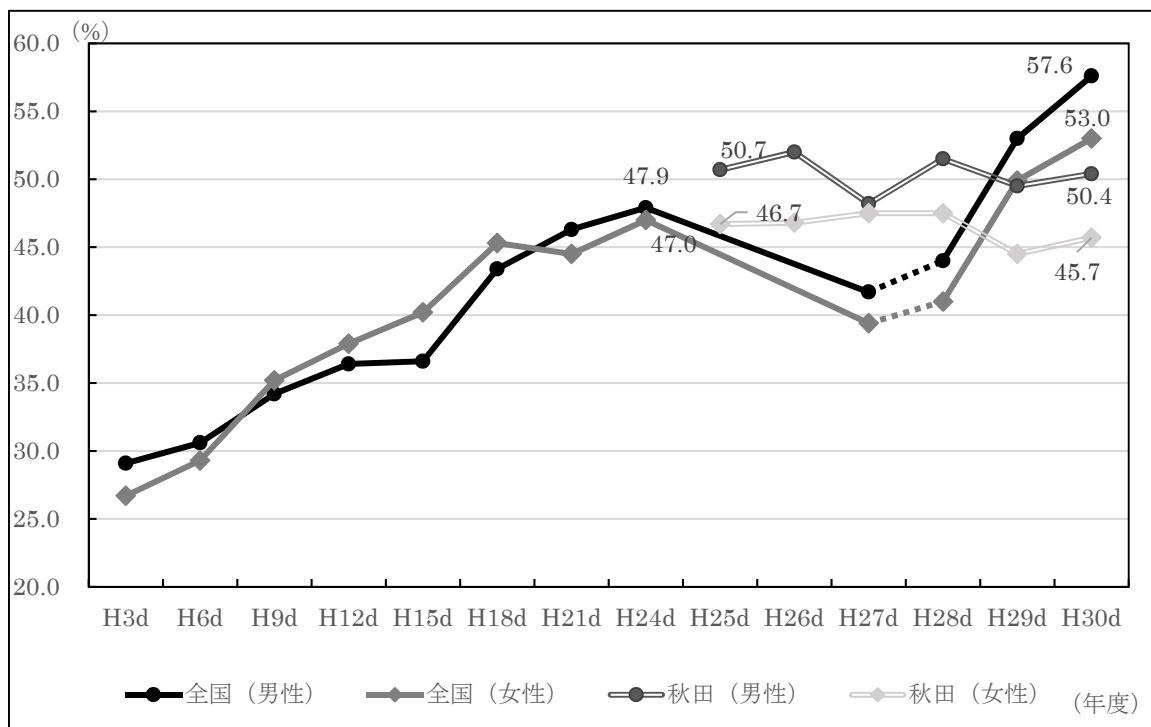
・スポーツを支える組織の充実と関係団体等との連携

スポーツ大会・イベントの運営サポートを担う団体や組織等との連携強化による組織活動の充実を図るとともに、総合型クラブ、企業、大学との連携による地域のニーズに応じたスポーツライフの創出や、地域コミュニティの維持・再生を図る。

③ 県内のスポーツ実施の現状

スポーツ実施率について、時系列比較、国の調査結果との比較は以下のとおりである。

表 3-3-1 週 1 回以上スポーツ実施率の推移（国・秋田県）



（出典：「平成 30 年度スポーツの実施状況等に関する世論調査」（スポーツ庁）、「平成 30 年度スポーツ実態調査」（秋田県）を基に監査人が作成）

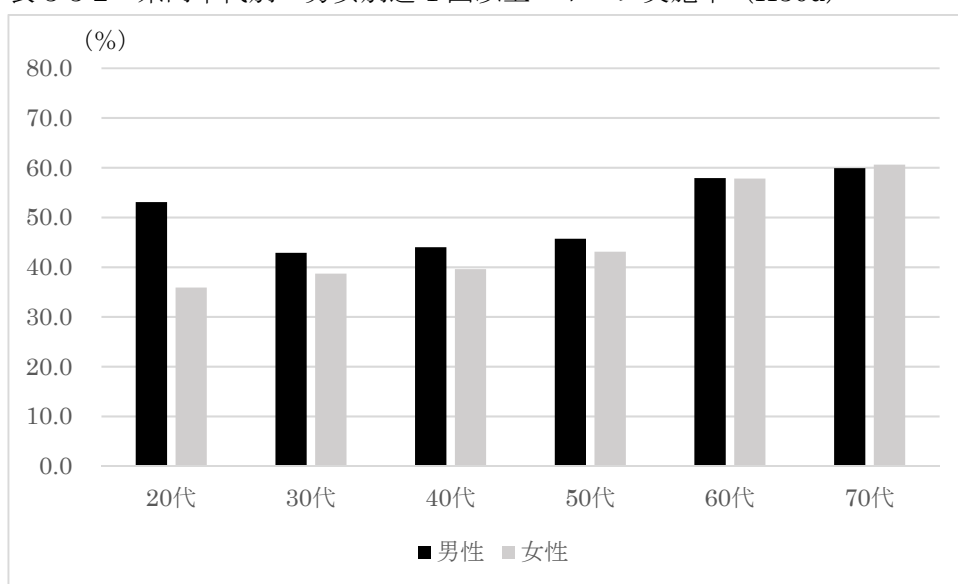
国の調査は昭和 54 年度から概ね 3 年ごとに実施してきた「体力・スポーツに関する世論調査」を踏襲する形で、平成 28 年度から毎年「スポーツの実施状況等に関する世論調査」が行われている。調査方法に関しては平成 28 年度より調査員による個別面接聴取（標本数 3,000 人）から登録モニターを対象とした WEB アンケート調査（標本数 20,000 人）に変更となっている。そのため「スポーツの実施状況等に関する世論調査」は、過去に実施した世論調査と直接比較評価できるものではないが、同様の質問項目については過去の数値を参考として併記できるものとして国も扱っているため、時系列比較として過去の調査結果も同じグラフ内に示している。一方で、平成 27 年度と平成 28 年度の間は調査方法に変化があったことから点線として示している。

県の実施率については、「全県体力テスト・スポーツ実態調査」の一環として秋田県スポーツ推進委員協議会が県から委託を受けて調査を行っている。平成 30 年度の県の週 1 回以上のスポーツ実施率は男性 50.4%、女性 45.7%、平均値は 48.0%となっており、第 3 期スポーツ推進計画における平成 30 年度の年度別目標値 54%を大きく下回る結果となっている。県の調査方法・内容が国と異なるため、単純な比較はできないとのことであるが、全国のスポーツ実施率がここ数年大きく上昇傾向にあるのに対して、県のスポーツ実施率はここ数年小規模で増減を繰り返す形で推移しており、平成 30 年度の実施率は調査開始

時の平成 25 年度の実施率と比べても男女ともにやや下がっていることが分かる。

県が実施している「全県体力テスト・スポーツ実態調査」(平成 30 年度)によれば週 1 回以上のスポーツ実施率の年代別、男女別の比較は以下のとおりである。70 代を除く各年代において、女性より男性のスポーツ実施率が高い。男性は 30 代から 50 代、女性は 20 代から 40 代が他の年代に比べて低い傾向にあり、ビジネスパーソンや子育て世代の日常的なスポーツ習慣の確立が課題となっていることが分かる。

表 3-3-2 県内年代別・男女別週 1 回以上スポーツ実施率 (H30d)

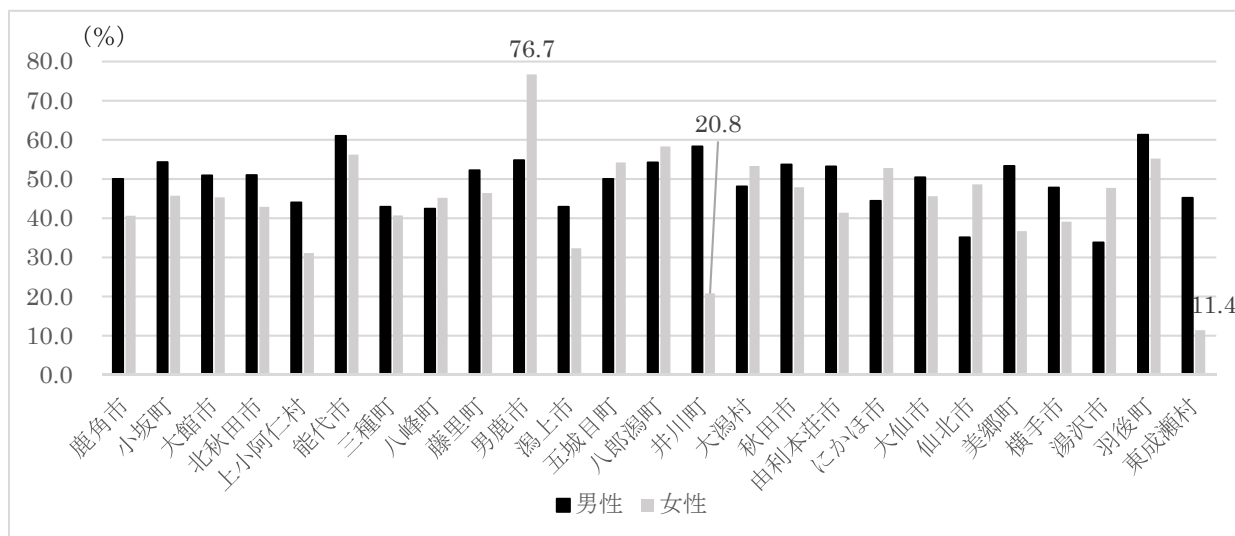


(出典:「平成 30 年度スポーツ実態調査」を基に監査人が作成)

また、県内の市町村別のスポーツ実施率は次の表のとおりであり、平均値が 48.0%であるのに対して、男鹿市の女性が 76.7%と平均値を大きく上回っている一方で、井川町の女性が 20.8%、東成瀬村の女性が 11.4%と平均値を大きく下回っている地域もあり、地域別に大きく差があることが見て取れる。

第 3 期スポーツ推進計画において、県は県庁出前講座やあきた元気アップ運動指導者の派遣等により、青・壮年期の運動実施率が低い地域や企業単位での研修を実施としている。

表 3-3-3 県内地域別週 1 回以上スポーツ実施率（H30d）



（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

④ 指摘事項及び意見

ア スポーツ実施率向上のための効果的な施策の実施（意見 03）

県は、週 1 回以上のスポーツ実施率について令和 3 年度（2021 年度）に 65%となることを目指して、各年度別の目標値を設定している。

平成 30 年度の週 1 回以上スポーツ実施率の目標値は 54.0%であるが、実績値は 48.0%で止まっている。特に男性は 30 代から 50 代、女性は 20 代から 40 代が他の年代に比べてスポーツ実施率が低い傾向にある。

ビジネスパーソンや子育て世代の日常的なスポーツの機会及び場所の提供並びにスポーツ習慣の確立により、スポーツ実施率の向上を図られたい。

イ スポーツ実施率の低い地域への対応（意見 04）

県は、第 3 期スポーツ推進計画において週 1 回以上のスポーツ実施率を令和 3 年度までに 65%とすることを目指している。県が実施しているスポーツ実態調査によれば平成 30 年度の週 1 回以上のスポーツ実施率の平均値は 48.0%であるが、地域別にみると男鹿市の女性が 76.7%と平均値を大きく上回っている一方で、井川町の女性が 20.8%、東成瀬村の女性が 11.4%と平均値を大きく下回っている地域もあり、地域別に大きく差がある状況となっている。

県は、スポーツ実施率の低い地域への対応として、県内の各地域で県庁出前講座、指導者派遣事業、元気アップ運動教室、元気アップ指導者紹介を行っているものの、スポーツ実施率の低い地域をターゲットにして事業を実施しているわけではない。

市町村別のスポーツ実施率に最大 6 倍の差が生じている状況に鑑み、県が行っている

スポーツ実態調査の結果を分析し、各地域の実態に応じた対応を検討されたい。

(2) 子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上

① 政策目標

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てるために、学校体育や放課後の地域における子どものスポーツ機会の拡充を図り、子どもの体力水準（全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果）が昭和 60 年頃の水準を上回ることを目指す。

② 施策

・幼児期からの子どもの運動習慣づくりの推進

子どもが生活や遊びを通してスポーツに親しむ習慣づくりを推進する。

・学校体育の充実による運動習慣の確立と体力の向上

教員の指導力の向上、地域人材の活用による体育・保健体育学習の充実や運動部活動の活性化を図るなど、運動好きな児童生徒を育てるとともに、学校教育活動全体を通じて運動習慣の確立と体力の向上を目指す。

・子どもを取り巻くスポーツ環境の充実

子どもがいつでも・どこでもスポーツに取り組むことができるよう、総合型クラブ等の地域スポーツ環境の充実を図り、子どものスポーツ機会を拡充させる。

(3) 全国や世界のひのき舞台で活躍できる選手の発掘と育成・強化

① 政策目標

国際競技大会等において優れた成績を上げるなど、県民に夢や希望を与えるアスリートを発掘・育成し、東京オリ・パラに 10 名以上の本県関係選手の輩出を目指すとともに、国民体育大会における天皇杯順位 10 位台（天皇杯得点 1,000 点以上）の成績を目指す。

② 施策

・競技力の向上と次世代アスリートの発掘・育成

国際競技大会等で優れた成績を上げられる選手を発掘・育成するため、特にジュニア層の強化を競技力向上の柱として、各競技団体や関係機関、地域との連携を図りながら一貫指導体制を確立する。

・競技力向上を支える人材の育成と環境整備

優れた指導者を確保・育成するほか、審判員を養成するとともに、最新のスポーツ医・科学、データ等を活用した選手の強化支援体制を充実させる。

・クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

本県スポーツ界の誠実性・健全性・高潔性を高め、クリーンでフェアなスポーツを推進することにより、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

③ 選手強化対策費補助金

ア スポーツ振興課の補助金の概要

地方自治法第 232 条の 2 の規定によると、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされており、公益上の必要性が要件とされている。

スポーツ振興課の補助金については、秋田県財務規則（以下「財務規則」という。）で規定するもののほか、「秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課関係補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の定めに従い、補助金の交付を行っている。

平成 30 年度スポーツ振興課の補助金は、以下のとおりである。

表 3-3-4 平成 30 年度スポーツ振興課の補助金

No.	補助金の名称	件数	支出額 (千円)
1	秋田県スポーツ推進委員協議会事業費補助金	1	252
2	秋田のトップスポーツチーム応援事業補助金	3	29,000
3	八橋陸上競技場整備支援事業費補助金	1	301,313
4	スポーツを通じた交流推進事業補助金	19	9,285
5	地域によるスポーツイベント企画・検証支援事業補助金	1	500
6	スポーツ普及・奨励事業補助金	1	4,300
7	秋田県トップアスリート競技活動サポート補助金	5	7,228
8	選手強化対策費補助金	46	163,279
9	国民体育大会等派遣費補助金	77	85,662
10	国体ユニフォーム購入費等補助金	7	5,178
11	国際大会派遣費補助金	37	4,605
12	トップスポーツ大会等開催支援事業補助金	4	6,000
合計		202	616,605

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

イ 選手強化対策費補助金の概要

選手強化対策費補助金は、県から各競技団体に対して交付される補助金である。県は、県内スポーツ選手の競技力向上を図るため、競技団体が行う指導体制の確立や選手の育成・強化等のための各種事業に要する経費を補助している。

ウ 選手強化対策費補助金の交付決定プロセス

a 財務規則等の定め

補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書を知事に提出しなければならない（財務規則第 247 条）。知事は、補助金の申請があったときは、当該申請にかかる書類等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付の決定をする（財務規則第 248 条）。

具体的な補助金等交付申請手続及びその様式等は、「交付要綱」及び「選手強化対策費補助金実施要項」に定めている。交付要綱において、選手強化対策費補助金の補助金等交付申請書の提出先及び経由先を「スポーツ振興課及び公益財団法人秋田県体育協会」と定めている（交付要綱第 2 条、別表 2）。

各競技団体は、上記の財務規則等の定めに従い、公益財団法人秋田県体育協会⁶（以下「県体協」という。）を通じて県へ必要な書類を提出し、県は各競技団体からの提出資料を確認し、補助金の交付決定を行っている。

b 具体的な補助金交付決定プロセス

各競技団体に対する補助金交付額の決定に際し、県は、県体協に対し、各競技団体の補助金申請受付を依頼している。また、各競技団体が行うスポーツ強化の取り組み等を県体協がヒアリングした結果も参考にしている。

具体的な補助金交付決定プロセスは、以下のとおりである。

- ① 各競技団体は、来年度の強化計画・予算書を作成し、県体協に提出する。
- ② 県体協は、各競技団体に対してヒアリングを実施し、内容を審査・助言する。
- ③ 県体協は、各競技団体の競技成績などの実績や、来年度の強化計画などの取り組み等を評価し、補助金予算要求一覧（素案）を作成し、県に提出する。
- ④ 県は、県体協に対してヒアリングを実施し、補助金予算要求一覧（素案）の内容を精査し、補助金予算要求一覧（案）を完成させる。
- ⑤ 県は、補助金予算要求一覧（案）を基に、財政当局との間で来年度当初予算の要求・査定（増減や調整）を行い、査定後の内容で 2 月議会に補助金予算要求一覧で示す予算案を計上する。

⁶県民スポーツの統一組織としてスポーツを普及・振興し県民体力の向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的に事業を行うことを目的とした組織。

- ⑥ 県は、予算案の議決後、各競技団体に対して、補助金額を内示する。
- ⑦ 新年度、各競技団体は、内示された金額で補助金交付申請書を作成し、県体協へ提出する。
- ⑧ 県体協は、申請書に添付された強化計画にヒアリングの際の助言が生かされているか審査し、内容が適切と認められる場合は、申請書を県に提出する。
- ⑨ 県は、申請書の収支予算額など内容を審査し、各競技団体に対して補助金交付決定を行う。

c 各競技団体の要求一覧（平成 30 年度）

県体協は競技団体毎に交付する補助金を算定し、県に提出する補助金予算要求一覧（素案）を作成する。その際、補助金を算定する際の評価方針を定めており、補助金予算要求一覧には競技団体毎に複数の評価項目を設けている。競技団体毎に複数の評価結果を合算した金額が県体協から県へ提出する補助金予算要求一覧の金額となる。

しかし県及び県体協は、複数の評価項目に係る評価結果を残すのみで評価結果に至る過程・判断の理由等の根拠説明を残していなかった。

④ 指摘事項及び意見

ア 各競技団体の選手強化対策費補助金の決定に関する根拠説明（意見 05）

県は、各競技団体へ選手強化対策費補助金の交付決定にあたり、県体協と協議を行い、財政当局と調整の上、交付額を決定する。

県及び県体協は、選手強化対策費補助金を算定するための評価方針に従い、競技団体毎に複数の評価項目を設けて当該選手強化対策費補助金を算定しているが、平成 30 年度は、複数の評価項目に係る評価結果を残すのみで、評価結果に至る過程・判断の理由等の根拠説明を残していなかった。

補助金は、公益上必要がある場合に補助することができるとされている（地方自治法第 232 条の 2）。この点、県から各競技団体へ選手強化対策費補助金の交付について、根拠説明が残されていないければ、その公益上の必要性に関する説明責任を果たすことが困難となる。

県は、選手強化対策費補助金の交付の決定について、公益上の必要性があるとの説明責任を果たす観点から、評価結果に係る根拠説明を明確にされたい。

(4) 東京オリンピック・パラリンピック等を契機としたスポーツによる地域活性化と交流人口の拡大

① 政策目標

東京オリ・パラ等の国際大会を契機とし、スポーツを通じた交流の拡大を図るとともに、関係団体等との連携を強化することにより人々の一体感の醸成と活力ある地域社会の実現を目指す。

② 施策

・スポーツを活用した地域づくりの推進と交流人口の拡大

活力ある地域づくりの促進とスポーツによる交流人口の拡大を図るため、東京オリ・パラに向けた事前合宿の誘致や、東京オリ・パラを契機としたスポーツ大会等の誘致、スポーツツーリズムを推進する。

・トップスポーツチームと地域との連携・協働の促進

トップスポーツチームへの支援を通じた、応援機運の高まりによる地域一体感の醸成や、本県の情報発信を行うとともに、トップスポーツチームの地域活動によるスポーツ参画人口のすそ野の拡大を図る。

③ スポーツ振興課における委託事業・委託契約

ア スポーツ振興課における委託事業の内訳

平成 30 年度のスポーツ振興課における委託事業は以下のとおりである。

表 3-3-5 平成 30 年度 スポーツ振興課における委託事業（指定管理契約除く）

委託事業	契約数（件）	支出額（千円）
2020 プロジェクト推進事業	10	7,959
2020 ホストタウン推進事業	5	10,144
FIS ワールドカップモーグル大会開催事業	1	915
スポーツを通じた地域活性化事業	5	6,099
スポーツ振興事業	2	104,533
生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり推進事業	1	3,394
体育施設改修事業	7	14,145
体育施設管理運営	5	15,270
合計	36	162,462

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

委託事業にかかる事業概要は以下のとおりである。

表 3-3-6 平成 30 年度 委託事業の概要

委託事業	事業概要
2020 プロジェクト 推進事業	2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催など、今後開催が予定される国際スポーツ大会にかかる国内外選手団の事前合宿誘致等の活動を進めていくため、日本オリンピック委員会（JOC）等の関係団体から情報収集・意見交換を行うほか、県内市町村と連携を図り誘致プロモーション活動を行う。
2020 ホストタウン 推進事業	2020 東京オリンピック・パラリンピックに向け、県とともにホストタウンとなっている関係市町村と連携の下、海外代表チームの合宿受入等のスポーツ交流事業を実施し、競技力の向上等によるスポーツ振興、国際交流の促進、観光振興、交流人口の拡大を図るほか、経済交流の推進による地域の活性化を目指す。
FIS ワールドカップ モーグル大会開催事業	国際スキー連盟（FIS）主催のワールドカップ・フリースタイルスキー・モーグル大会が田沢湖スキー場で開催される。これにより、田沢湖スキー場の魅力を世界に発信することにより、県内競技スキーのレベル向上が図られるとともに、冬季観光誘客の起爆剤としても期待されることから、実施主体となる組織委員会に応分の負担をするものである。
スポーツを通じた 地域活性化事業	スポーツの持つ健康・健全・チームワーク・フェアプレーなどのイメージを活かした人権啓発活動を行い、併せて各チームの地域密着・地域貢献活動・チーム PR に資するため、県内のプロスポーツ・クラブスポーツチームと連携して、試合会場等で人権啓発キャンペーンを実施する。
スポーツ振興事業	「スポーツ立県あきた」を推進するため、各競技団体の選手強化対策を支援するとともに、ジュニア期からの一貫指導体制の確立を推進し、トップアスリートの県内就職を促進し、スポーツの競技力向上を図る。
生涯を通じた豊かな スポーツライフ づくり推進事業	県民が日常的にスポーツに親しみ、健康で生きがいのある明るく元気な生活を送ることができるようにする施策の推進に資するため、県内の成人の体力やスポーツの活動状況を把握する。
体育施設改修事業	体育施設は、年数の経過とともに老朽化が進み、耐用年数が経過した設備が増加しているため、県有体育施設の運営や各種競技大会等の開催に支障をきたさぬように施設・設備の整備・改修を計画的に実施する。
体育施設管理運営	県有体育施設のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を民間業者へ委託する。

（出典：「秋田県政策予算見積書」、県ウェブサイトを基に監査人が作成）

イ オリンピック・パラリンピック及びラグビーワールドカップ日本大会関連の委託契約

a オリンピック・パラリンピック及びラグビーワールドカップ日本大会関連の委託契約の内訳

委託事業のうち、オリンピック・パラリンピック及びラグビーワールドカップ日本大会関連の事業は「2020 プロジェクト推進事業」、「2020 ホストタウン推進事業」であり、その内訳は以下のとおりである。

表 3-3-7 「2020 プロジェクト推進事業」

No.	委託契約	支出額 (千円)
1	バドミントン・タイランドオープンプロモーション業務委託	2,580
2	タイ王国パラリンピック委員会及び脳性麻痺スポーツ協会秋田県内スポーツ施設視察業務委託	567
3	インドネシア青年スポーツ省関係者等招聘県内スポーツ施設視察業務委託	580
4	タイ・2019 事前合宿誘致プロモーション業務委託	291
5	ラグビーワールドカップ事前合宿におけるフィジーラグビー協会関係者招聘業務委託（11 月）	574
6	ラグビーワールドカップ事前合宿におけるフィジーラグビー協会関係者招聘業務委託（3 月）	700
7	水球女子日本代表 2020 事前合宿誘致プロモーション招へい秋田合宿業務委託（12 月）	982
8	水球女子日本代表 2020 事前合宿誘致プロモーション招へい秋田合宿業務委託（3 月）	982
9	秋田県スポーツ栄養セミナー業務委託	480
10	フィジーラグビーチーム応援事業業務委託	220
合計		7,959

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 3-3-8 「2020 ホストタウン推進事業」

No.	委託契約	支出額 (千円)
11	デンマーク・ボートナショナルチーム関係者招聘業務委託	640
12	秋田県内高校ボート選手デンマーク派遣合宿業務委託	3,348
13	タイ・バドミントンナショナルチーム美郷合宿業務委託	1,380
14	東京 2020 パラリンピック事前合宿締結業務委託	776
15	バドミントン・インドネシア青少年交流事業業務委託	4,000
合計		10,144

(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

b ラグビーワールドカップ事前合宿におけるフィジーラグビー協会関係者招聘業務委託及びバドミントン・インドネシア青少年交流事業業務委託における目的と業務内容

2020 東京オリンピック・パラリンピック関連の委託契約のうち、「ラグビーワールドカップ事前合宿におけるフィジーラグビー協会関係者招聘業務委託」契約（以下「ラグビーワールドカップ関係者招聘委託契約」という。）及び「バドミントン・インドネシア青少年交流事業業務委託」契約（以下「バドミントン交流委託契約」という。）の目的と業務内容は以下のとおりである。

表 3-3-9 「ラグビーワールドカップ関係者招聘委託契約」の目的・業務内容

目的
ラグビーワールドカップ関係者招聘委託契約は、ラグビーワールドカップ 2019 事前合宿を実施する際、トレーニング施設の環境整備についての視察及び最終協議を実施するため、フィジー・ラグビーフットボール協会ナショナルヘッドチームコーチ等を招聘すること。
業務内容
フィジー・ラグビーフットボール協会との連絡調整 協議会場、視察会場等の関係各所との調整等 宿泊施設、食事等の手配 その他、業務目的の達成に必要な事項を県と協議の上、実施する。

(出典：「ラグビーワールドカップ関係者招聘委託契約仕様書」を基に監査人が作成)

表 3-3-10 「バドミントン交流委託契約」の目的

目的
バドミントン交流委託契約は、インドネシアのジュニアバドミントンチームが来県し、バドミントンを通じて県内選手とスポーツ交流を実施すること。
業務内容
インドネシアジャルム ⁷ 関係者との連絡調整 県内体育施設等の調整等 交流時における宿泊・交通手段の手配、使用料の支払い等 その他、業務目的の達成に必要な事項を県と協議の上、実施する。

(出典：「バドミントン交流委託契約仕様書」を基に監査人が作成)

県は、両契約において、関係者の招聘及び県内選手のスポーツ交流を実施することを目的として、その目的を達成するために仕様書において関係者との連絡調整、関係各所との調整及び宿泊施設・交通手段の手配等を求めている。

しかしながら現状の仕様書では業務内容について、その日時や期間、人数規模、招聘するメンバー等の具体的な定めがない。

④ 指摘事項及び意見

ア 仕様書の内容が不明瞭な委託契約（意見 06）

「ラグビーワールドカップ関係者招聘委託契約」及び「バドミントン交流委託契約」において、仕様書の業務内容が具体的に記載されていなかった。

両委託契約の目的は、関係者の招聘及び県内選手のスポーツ交流を実施することが目的とされている。仕様書においてその業務内容は、主に関係者との連絡調整、関係各所との調整及び宿泊施設・交通手段の手配等のみが記載されており、その日時や期間、人数規模、招聘するメンバー等の具体的な定めがない。

地方公共団体は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため、必要な検査をしなければならず（地方自治法第 234 条の 2 第 1 項）、この検査は契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている（地方自治法施行令第 167 条の 15 第 2 項）。すなわち、仕様書は受託者が業務を実施するに当たっての拠り所となる書類であり、また県が、委託業務の完了検査を行うに当たっての基準となる書類である。

そのため、仕様書の記載が不明瞭であれば、受託者が適切に業務を行うことができないとともに、県も委託業務の完了検査を適切に行うことができない。

県は、委託契約の仕様書の記載の見直しを行い、業務内容について具体的かつ明瞭に

⁷ 「ジャルム」は、インドネシアの大手タバコメーカーであり、CSR 活動の一つとしてバドミントン選手育成を 50 年前から行っている。

定める必要がある。

(5) 地域のスポーツ活動の基盤となる人材の育成と環境の充実

① 政策目標

総合型クラブマネジャーやスポーツ推進委員等、スポーツ施策を推進するマネジメント人材の資質向上を図るとともに、県民に親しまれるスポーツ施設等の環境整備を目指す。

また、本県のトップスポーツの拠点となり、子どもから高齢者までが幅広く集える新たなスタジアムについて、ホームタウンやチーム、関係団体等とともに、整備に向けた取組を進める。

② 施策

・総合型クラブの育成支援と、地域スポーツ指導者及びスポーツマネジメント人材の充実

総合型クラブと関係機関等との連携を図るとともに、総合型クラブに係る制度を整備し、質的充実を図る。また、スポーツ推進委員等の地域スポーツ指導者やスポーツマネジメント人材の研修機会を充実させ、更なる資質の向上を図る。

・スポーツ施設の充実とスポーツに親しむ環境の整備

スポーツ施設の有効活用や計画的な整備・改修、環境整備を行うとともに、幅広い県民がスポーツに親しみ、トップスポーツが本県に根ざして活動する環境の整備を推進する。

第4 県有体育施設

1 県有体育施設の概要

(1) 概要

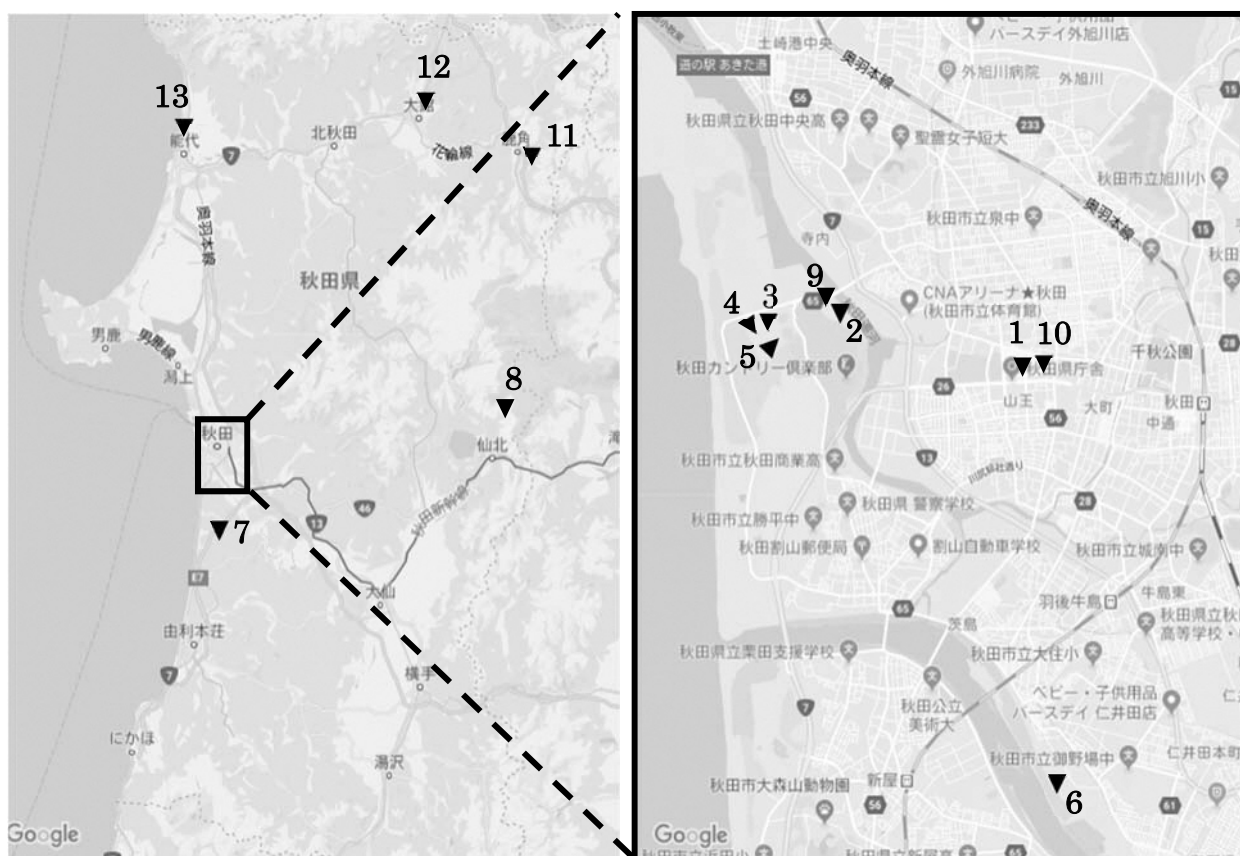
スポーツ振興課が所管する県有体育施設は以下の13施設であり、このうち1～10の施設については、スポーツ科学センターを除いて指定管理者制度を導入している。11～13の施設については、県有の体育施設ではあるが、整備後地元の自治体等へ無償貸付が行われ現在に至っている。

表 4-1-1 県有体育施設の一覧

施設名	所在地	開設年	施設運営形態	料金制度
1 秋田県立体育館	秋田市	S43	指定管理者制度	指定管理料制
向浜スポーツゾーン	秋田市		指定管理者制度	指定管理料制
2 秋田県立スケート場		S46		
3 秋田県立野球場（こまちスタジアム）		H15		
4 秋田県立向浜運動広場		S49		
5 秋田県立総合プール		H13		
6 秋田県立新屋運動広場	秋田市	H15	指定管理者制度	指定管理料制
7 秋田県立総合射撃場	由利本荘市	H7	指定管理者制度	指定管理料制
8 秋田県立田沢湖スポーツセンター	仙北市	H18	指定管理者制度	指定管理料・利用料金併用制
9 秋田県立武道館	秋田市	H16	指定管理者制度	指定管理料制
10 秋田県スポーツ科学センター	秋田市	S54	直営	-
11 鹿角トレーニングセンター（アルパス）	鹿角市	H7	県から鹿角市へ無償貸付 鹿角市は指定管理者制度を採用	指定管理料・利用料金併用制
12 大館樹海ドーム（ニプロハチ公ドーム）	大館市	H9	県から大館市へ無償貸付 大館市は指定管理者制度を採用	指定管理料・利用料金併用制
13 能代山本スポーツリゾートセンター（アリナス）	能代市	H7	県から能代山本広域市町村圏組合へ無償貸付	-

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 4-1-2 県有体育施設所在地



(出典：各施設ウェブサイトを基に監査人が作成)

(2) 各施設の概要

① 秋田県立体育館

表 4-1-3 施設の概要（県立体育館）

施設名	秋田県立体育館		
所在地	秋田市八橋運動公園 1-12		
開設年月	昭和 43 年（1968 年）10 月		
規模	敷地面積 18,537.08 m ² 建物延面積 7,636.9 m ²		
構造	鉄筋コンクリート造 屋根：鉄筋造長尺カラー鉄板、地上 2 階一部 3 階（工法…プレキャストコンクリート工法） 競技場床：サクラフローリング		
総事業費	489,510 千円		
設置根拠条例	秋田県立体育館条例		
設置目的	スポーツの普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため		
施設内容	大体育場	フロア面積 1,730 m ² （有効面積 1,550 m ² ） 収容人数約 3,500 人、バスケットボール（ミニバス対応）2 面、バレーボール 2 面、バドミントン 10 面、卓球 32 台、ソフトテニス 2 面、ハンドボール 1 面、体操（男女全種目同時実施可能）、その他	
	小体育場	フロア面積 463.1 m ² （有効面積 402.8 m ² ） バレーボール（6 人制 1 面）、バドミントン 2 面、バスケットボール（ゴール 2 基、シュート練習程度）、体操、その他	
	控え室	男子控え室（2 室）/面積 63 m ² 、59.5 m ² 女子控え室（2 室）/面積 54.4 m ² 、45 m ²	
	会議室	面積 45 m ²	
	駐車場	142 台	
施設運営形態	指定管理者制度		
	指定管理者	（一財）秋田県総合公社	
	現指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
営業時間	9:00～21:00（12 時間）		
交通アクセス	秋田駅より約 3.3km、秋田空港より約 20.3km、秋田中央 I.C.より車で約 20 分		

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 4-1-4 指定管理者の運営収支 (県立体育館)

(単位: 千円)

		前指定管理期間 (H23d- H27d)			現指定管理期間 (H28d- R2d)		
		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収 入	指定管理料	46,750	49,086	49,086	48,828	48,828	48,828
	事業参加料	531	502	492	920	1,139	1,436
	その他	215	132	14	127	87	2,785
収入合計 (A)		47,496	49,721	49,593	49,875	50,054	53,050
支 出	人件費	22,603	21,865	23,308	22,668	25,402	27,167
	事 務 費	消耗品	-	-	522	346	390
		旅費	7	5	11	10	24
		役務費	-	-	543	413	294
	事務費合計		7	5	1,076	770	726
	事業費		833	961	977	1,181	1,152
	管 理 費	消耗品	1,033	947	412	484	444
		光熱水費	7,341	8,162	5,941	4,908	4,888
		燃料費	4,168	2,700	2,479	2,514	3,093
		役務費	889	1,119	346	379	448
		負担金	24	53	24	38	50
		公課費	1,238	1,749	2,097	2,253	2,277
		その他	8,130	8,201	9,704	9,242	8,861
	管理費合計		22,827	22,934	21,006	19,822	19,872
支出合計 (B)		46,272	45,766	46,369	44,443	47,137	52,422
収支 (A) - (B)		1,224	3,955	3,223	5,432	2,916	627
収支差率		2.5%	7.9%	6.4%	10.8%	5.8%	1.1%

(出典: 指定管理者の事業報告書を基に監査人が作成)

平成 30 年度の指定管理者の運営収支は、収入合計が 53,050 千円、支出合計が 52,422 千円、収支差は 627 千円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

指定管理料は、平成 25 年度が 46,750 千円、平成 26 年度が 49,086 千円と、2,336 千円増加した。主な要因は、消費税率引上げ (5%から 8%) と電気料金の値上げ分加算である。また、平成 28 年度から現指定管理期間になり、指定管理料が前年度より 258 千円減少した。

事業参加料は、平成 29 年度が 1,139 千円、平成 30 年が 1,436 千円と、296 千円増加

した。主な要因は、「健康応援教室」の参加者増加である。

その他収入は、平成 29 年度が 87 千円、平成 30 年度が 2,785 千円と、2,698 千円増加した。主な要因は、県立体育館開館 50 周年・県吹奏楽連盟創立 60 周年「3,000 人の大いなる秋田」特別公演のチケット収入である。

事務費の消耗品と役務費は、平成 26 年度まで全て管理費で計上していた。

事業費は、平成 29 年度が 1,152 千円、平成 30 年度が 3,980 千円と、2,827 千円増加した。主な要因は、県立体育館開館 50 周年・県吹奏楽連盟創立 60 周年「3,000 人の大いなる秋田」特別公演の事業費支出である。

管理費その他は、平成 30 年度が 9,305 千円である。主な内訳は、委託費 6,861 千円、一般管理費 1,570 千円、修繕費 857 千円である。

表 4-1-5 県の運営収支（県立体育館）

（単位：千円）

		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収入	使用料収入	11,235	13,414	14,853	11,494	10,819	14,319
	合計（A）	11,235	13,414	14,853	11,494	10,819	14,319
支出	指定管理料	46,750	49,086	49,086	48,828	48,828	48,828
	修繕費 ⁸	861	15,554	41,709	-	2,484	-
	PCB 処理・運搬費	-	-	-	-	97,127	-
	合計（B）	47,611	64,640	90,795	48,828	148,439	48,828
収支（A）－（B）		△36,375	△51,225	△75,941	△37,333	△137,619	△34,508
利用者数（人）		121,933	131,104	134,387	119,521	167,435	112,113
一人当たり運営収支（円）		△298	△390	△565	△312	△821	△307

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

平成 30 年度の県の運営収支は、収入が 14,319 千円、支出合計は 48,828 千円、収支差は△34,508 千円である。平成 30 年度の利用者数は 112,113 人であり、一人当たり運営収支は△307 円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

修繕費は、平成 26 年度が 15,554 千円である。主な内訳は、トイレ洋式化である。また、平成 27 年度が 41,709 千円である。主な内訳は、照明 LED 化である。

利用者数は、平成 28 年度が 119,521 人、平成 29 年度が 167,435 人と、47,914 人増加した。一方で、使用料収入は、平成 28 年度が 11,494 千円、平成 29 年度が 10,819 千円と、674 千円減少した。主な要因は、「ねんりんピック秋田 2017」や「秋田朝日放送開局 25 周年記念」などの集客力の高い催事が開催されたため、利用者が増加した一方で、使

⁸ 施設にかかる修繕費のうち、県の負担額を記載している。

用料収入はこれらの催事が減免となったため、減少した。

② 向浜スポーツゾーン

向浜スポーツゾーンは、以下の４つの施設から構成されている。

- ・ 県立スケート場
- ・ 県立野球場
- ・ 県立向浜運動広場
- ・ 県立総合プール

表 4-1-6 施設の概要（向浜スポーツゾーン・県立スケート場）

施設名	秋田県立スケート場		
所在地	秋田県秋田市新屋町字砂奴寄 2-2		
開設年月	昭和 46 年（1971 年） 11 月		
規模	建物面積 13,954.60 m ²		
構造	鉄筋（アーチ式）造・基礎コンクリート造 平屋建		
総事業費	698,810 千円		
設置根拠条例	秋田県立スケート場条例		
設置目的	スポーツの普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため		
施設内容	スピードリンク	面積 4,367.74 m ² 、333.3m×13m（1 面）	
	ホッケーリンク	面積 1,789 m ² 、60m×30m（1 面）	
	その他の施設	スノーパーク、貸靴施設、食堂、売店、喫茶ホール	
	駐車場	374 台	
施設運営形態	指定管理者制度		
	指定管理者	（一財）秋田県総合公社	
	現指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
営業時間	12:00～20:00（8 時間） 平日		
	09:30～19:00（9 時間半）土日祝、小・中学校の春・冬休み期間		
交通アクセス	秋田駅よりバスで 25 分		

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 4-1-7 施設の概要（向浜スポーツゾーン・県立野球場）

施設名	秋田県立野球場（こまちスタジアム）		
所在地	秋田県秋田市新屋町字砂奴寄 4-5		
開設年月	平成 15 年（2003 年）10 月 ⁹		
規模	球場面積 28,590 m ² グラウンド面積 14,398 m ² 両翼 100m、中堅 122m		
構造	鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造 屋根：鉄筋+膜構造		
総事業費	5,595,686 千円		
設置根拠条例	秋田県立野球場条例		
設置目的	スポーツの普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため		
施設内容	観客席	25,000 席（一般固定 15,000 席、外野芝生席 10,000 席、車椅子席 40 席）	
	その他の施設	照明塔（4 基+大屋根照明）、ロッカールーム 25 人×4 室、スコアボード（磁気反転式）、シャワールーム 2 室、内野（黒土）、外野（天然芝）、更衣室 2 室、屋内練習場 2 面、会議室 1 室（3 分割可能）	
	駐車場	1,037 台（うち県立武道館と共用 87 台、県立向浜運動広場と共用 787 台）	
施設運営形態	指定管理者制度		
	指定管理者	（一財）秋田県総合公社	
	現指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
営業時間	9:00～21:00（12 時間）		
交通アクセス	秋田駅より約 5.8km 秋田空港より約 22.4km		

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

⁹ 初代の県立野球場は昭和 49 年開設。

表 4-1-8 施設の概要（向浜スポーツゾーン・県立向浜運動広場）

施設名	秋田県立向浜運動広場		
所在地	秋田県秋田市新屋町字砂奴寄 4-6		
開設年月	昭和 49 年（1974 年）7 月 （野球広場、テニスコート）		
規模	野球広場 敷地面積 19,600 m ² （140m×140m） テニスコート 敷地面積 10,290.22 m ² クラブハウス 敷地面積 225 m ²		
構造	クラブハウス 軽量鉄骨造 平屋建 建築面積 106.03 m ²		
総事業費	511,489 千円		
設置根拠条例	秋田県立運動広場条例		
設置目的	スポーツの普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため		
施設の内容	野球広場	軟式野球場 4 面 夜間照明塔 8 基	
	テニスコート	クレーコート 9 面 夜間照明塔 8 基、観覧席 1,100 人	
	その他の施設	シャワー室	
	駐車場	787 台（県立野球場と共用）	
施設運営形態	指定管理者制度		
	指定管理者	（一財）秋田県総合公社	
	指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
営業時間	令和元年度 ・野球広場 4/20（土）～11/30（土）5:00～21:30（16 時間半） ・テニスコート 4/20（土）～11/30（土）9:00～21:30（12 時間半）		
交通アクセス	秋田駅よりバスで 25 分		

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 4-1-10 指定管理者の運営収支（向浜スポーツゾーン）

（単位：千円）

		前指定管理期間（H23d・H27d）			現指定管理期間（H28d・R2d）		
		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収入	指定管理料	313,464	333,430	333,891	330,509	330,509	330,509
	事業参加料	8,034	9,217	8,181	8,432	8,827	9,869
	その他	139	459	325	12	233	95
収入合計（A）		321,637	343,107	342,398	338,953	339,569	340,474
支出	人件費	98,060	103,017	108,198	109,646	109,498	106,111
	事務費	消耗品	-	1,289	942	985	1,080
		旅費	82	156	978	374	346
		役務費	-	637	579	548	605
	事務費合計		82	2,083	1,738	2,501	2,032
	事業費		6,873	8,389	7,071	7,019	5,862
	管理費	消耗品	6,266	11,365	10,055	6,645	4,880
		光熱水費	90,139	95,823	88,440	81,135	84,921
		燃料費	60,280	47,499	27,816	27,633	36,267
		役務費	2,562	1,623	1,845	3,817	2,600
		負担金	102	134	186	190	143
		公課費	5,550	8,830	10,214	10,973	11,128
		その他	50,647	61,730	66,087	59,592	50,463
	管理費合計		215,549	227,006	204,647	189,987	190,404
支出合計（B）		320,565	340,497	321,655	309,154	307,674	313,781
収支（A） - （B）		1,072	2,610	20,742	29,798	31,895	26,693
収支差率		0.3%	0.7%	6.0%	8.7%	9.3%	7.8%

（出典：指定管理者の事業報告書を基に監査人が作成）

平成 30 年度の指定管理者の運営収支は、収入合計が 340,474 千円、支出合計が 313,781 千円、収支差は 26,693 千円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

指定管理料は、平成 25 年度が 313,464 千円、平成 26 年度が 333,430 千円と、19,966 千円増加した。主な要因は、消費税率引上げ（5%から 8%）と電気料金の値上げ分及び灯油高騰分である。また、平成 28 年度から現指定管理期間になり、指定管理料が前年度より 3,382 千円減少した。

事業参加料は、平成 30 年度が 9,869 千円である。主な内容は、水泳教室やスケート教室等の主催事業の参加料収入である。

その他収入は、平成 30 年度が 95 千円である。主な内容は、コピー料の収入である。

管理費の消耗品費は、平成 29 年度が 4,880 千円、平成 30 年度が 11,533 千円と、6,652 千円増加した。主な内容は、県立総合プールの男女コインロッカーケーシングの購入が 759 千円、競泳計測機器消耗品の購入が 495 千円である。

管理費その他は、平成 30 年度が 54,190 千円である。主な内訳は、委託費 31,282 千円、一般管理費 13,105 千円、修繕費 8,416 千円である。

表 4-1-11 光熱水費の施設別内訳

(単位：千円)

	H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
県立スケート場	15,960	14,237	10,804	10,400	11,147	11,885
県立野球場	15,373	16,365	16,213	15,044	14,328	10,689
県立向浜運動広場	71	82	80	71	73	70
県立総合プール	58,734	65,138	61,341	55,618	59,372	60,719
合計	90,139	95,823	88,440	81,135	84,921	83,365

(出典：指定管理者の事業報告書を基に監査人が作成)

県立総合プールの光熱水費は、過去 6 年間で 55,000 千円から 65,000 千円で推移している。主な内訳は電気料で、電力単価が 16.67 円/kwh (平成 28 年度) から 19.12 円/kwh (平成 26 年度) の間で推移している。

県立野球場の光熱水費は、平成 29 年度が 14,328 千円、平成 30 年度が 10,689 千円と、3,638 千円減少した。主な要因は、ナイター照明設備を LED 化したためである。

表 4-1-12 燃料費の施設別内訳

(単位：千円)

	H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
県立スケート場	14,403	11,169	7,319	6,795	9,538	12,380
県立野球場	523	284	272	289	271	164
県立向浜運動広場	-	2	-	-	-	-
県立総合プール	45,353	36,043	20,224	20,548	26,457	25,001
合計	60,280	47,499	27,816	27,633	36,267	37,547

(出典：指定管理者の事業報告書を基に監査人が作成)

県立総合プールの燃料費は、平成 25 年度が 45,353 千円、平成 30 年度が 25,001 千円と、減少傾向である。主な要因は、後述の ESCO 事業の実施により灯油使用量が減少していること、また平成 27 年度と平成 28 年度は世界的な原油安の影響で、灯油単価が約 50 円/L と、他の年度より 15 円以上安いためである。

県立スケート場の燃料費は、平成 29 年度が 9,538 千円、平成 30 年度が 12,380 千円

と、2,841 千円増加した。主な要因は、補助冷凍機の軽油代が発生したためである。

表 4-1-13 県の運営収支（向浜スポーツゾーン）

（単位：千円）

		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収 入	使用料収入	40,625	77,841	76,022	78,606	73,175	72,551
	合計（A）	40,625	77,841	76,022	78,606	73,175	72,551
支 出	指定管理料	313,464	333,430	333,891	330,509	330,509	330,509
	修繕費（県負担）	21,965	66,991	37,301	50,534	1,099,042	246,378
	合計（B）	335,429	400,421	371,192	381,043	1,429,551	576,887
収支（A）－（B）		△294,803	△322,579	△295,169	△302,436	△1,356,375	△504,335
利用者数合計（人）		400,762	419,129	396,937	393,345	329,865	326,956
	県立総合プール	152,221	161,542	157,801	158,402	150,242	154,821
	県立野球場	132,939	151,479	132,831	137,510	89,588	83,402
	県立向浜運動広 場	37,254	36,710	39,081	33,201	30,866	30,114
	県立スケート場 10	78,348	69,398	67,224	64,232	59,169	58,619
一人当たり 運営収支（円）		△735	△769	△743	△768	△4,111	△1,542

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

平成 30 年度の県の運営収支は、収入が 72,551 千円、支出合計は 576,887 千円、収支差は△504,335 千円である。平成 30 年度の利用者数は 326,956 人であり、一人当たり運営収支は△1,542 円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

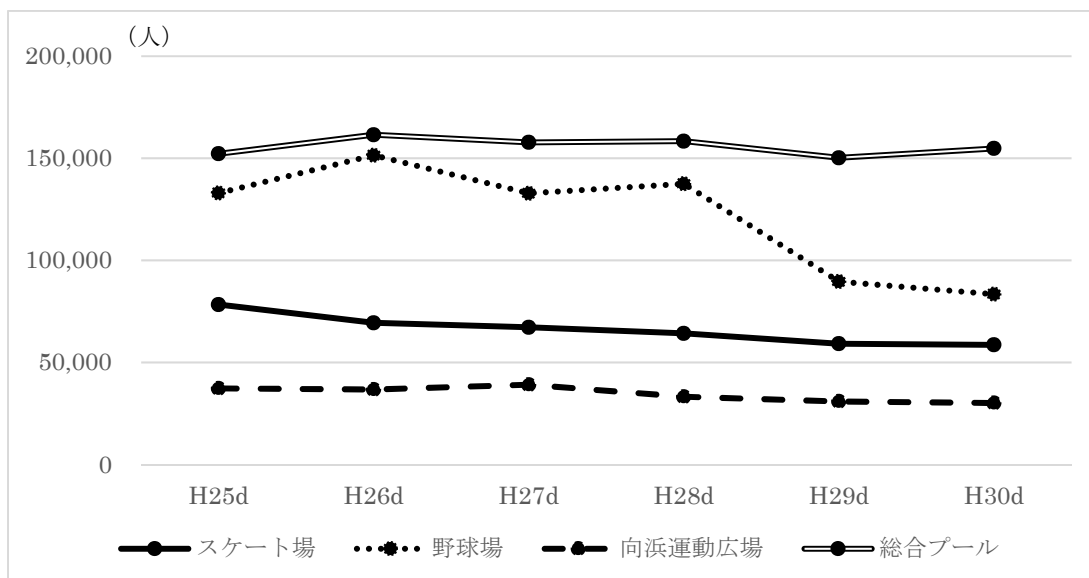
修繕費は、平成 29 年度が 1,099,042 千円である。主な内訳は、県立野球場の大規模改修（ナイター照明塔、ナイター照明設備（LED 化）、グラウンド（芝生張替え）、屋根などの改修）である。また、平成 30 年度の修繕費は 246,378 千円である。主な内訳は、県立スケート場の大規模改修（冷凍設備、排水設備などの改修）である。

県の運営収支は、平成 29 年度と平成 30 年度に施設の大規模改修を行ったため、他の 4 年と比べて支出超過額が多い。

¹⁰ 利用者数には、夏期の活用（展示会等の催事利用）を含まない。

利用者数は、平成 26 年度が 419,129 人、平成 30 年度が 326,956 人と、減少傾向である。施設ごとの利用者数は、以下のとおりである。

表 4-1-14 向浜スポーツゾーンにおける施設ごとの利用者数の推移



(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

県立野球場の利用者数は、平成 29 年度と平成 30 年度が減少し、100,000 人台を割り込んでいる。主な要因は、平成 29 年 8 月から平成 30 年 6 月まで大規模修繕を実施し、営業休止していたためである。

県立スケート場の利用者数は、平成 25 年度から平成 30 年度まで減少傾向である。

一人当たり運営収支は、平成 25 年度から平成 28 年度は△700 円台であるが、平成 29 年度は△4,111 円、平成 30 年度は△1,542 円である。主な要因は、上記の修繕費である。

③ 秋田県立新屋運動広場

表 4-1-15 施設の概要（県立新屋運動広場）

施設名	秋田県立新屋運動広場	
所在地	秋田県秋田市豊岩石田坂字館野 21-9	
開設年月	平成 15 年（2003 年）8 月	
規模	サッカー・ラグビー場 敷地面積 32,479 m ² ・メイングラウンド ・サブグラウンド	
構造	天然芝仕様 夜間照明 13 基 クラブハウス 鉄筋造 延床面積 259.5 m ²	
総事業費	東北電力株式会社より無償譲渡（平成元年東北電力が建設）	
設置根拠条例	秋田県立運動広場条例	
設置目的	スポーツの普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため	
施設の内容	グラウンド	試合用 1 面（天然芝仕様）および練習用 1 面（天然芝仕様）、照明 13 基
	その他の施設	クラブハウス（更衣室）、トイレ
	駐車場	70 台
施設運営形態	指定管理者制度	
	指定管理者	（NPO）スポーツクラブあきた
	指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
営業時間	8:00～21:00（13 時間）	
交通アクセス	新屋駅より徒歩 15 分	

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 4-1-16 指定管理者の運営収支（県立新屋運動広場）

（単位：千円）

		前指定管理期間（H23d-H27d）			現指定管理期間（H28d-R2d）		
		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収 入	指定管理料	13,200	13,375	13,375	13,590	13,550	13,550
	事業参加	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
収入合計（A）		13,200	13,375	13,375	13,590	13,550	13,550
支 出	人件費	4,777	4,857	4,579	5,039	4,942	5,125
	事 消耗品	274	261	343	356	385	285
	務 旅費	-	-	-	-	-	-
	費 役務費	258	300	295	283	246	219
	事務費合計	532	561	638	639	631	504
	事業費	-	-	-	-	-	-
	管 消耗品	35	23	51	61	82	92
	理 光熱水費	3,568	2,846	2,627	2,736	2,872	2,862
	費 燃料費	123	121	102	98	85	90
	役務費	-	1	1	-	-	-
	負担金	-	-	-	-	-	-
	公課費	237	242	217	220	220	330
	その他	3,913	4,675	5,117	4,738	4,633	4,485
管理費合計		7,876	7,908	8,115	7,853	7,892	7,859
支出合計（B）		13,185	13,326	13,332	13,531	13,465	13,488
収支（A） - （B）		15	49	43	59	85	62
収支差率		0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.6%	0.4%

（出典：指定管理者の事業報告書を基に監査人が作成）

平成 30 年度の指定管理者の運営収支は、収入合計が 13,550 千円、支出合計が 13,488 千円、収支差は 62 千円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

指定管理料は、平成 28 年度から現指定管理期間になり前年度より 215 千円増加した。

管理費その他は、平成 30 年度が 4,485 千円である。主な内訳は、芝生用種 2,345 千円、芝生目土用砂 439 千円、芝生管理機械レンタル 417 千円である。

表 4-1-17 県の運営収支（県立新屋運動広場）

（単位：千円）

		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収 入	使用料収入	837	671	688	722	709	761
	合計（A）	837	671	688	722	709	761
支 出	指定管理料	13,200	13,375	13,375	13,590	13,550	13,550
	修繕費（県負担）	892	1,711	95	2,591	3,068	-
	合計（B）	14,092	15,086	13,470	16,181	16,618	13,550
収支（A）－（B）		△13,255	△14,415	△12,782	△15,459	△15,909	△12,789
利用者数（人）		11,711	17,143	18,749	18,206	18,339	18,569
一人当たり 運営収支（円）		△1,132	△841	△682	△849	△867	△689

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

平成 30 年度の県の運営収支は、収入が 761 千円、支出合計は 13,550 千円、収支差は △12,789 千円である。平成 30 年度の利用者数は 18,569 人であり、一人当たり運営収支は △689 円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

修繕費は、平成 28 年度が 2,591 千円である。主な内訳は、高圧受電設備と管理棟鉄骨階段である。平成 29 年度が 3,068 千円である。主な内訳は、高圧電気設備である。

利用者数は、平成 25 年度が 11,711 人、平成 26 年度が 17,143 人と、5,432 人増加した。主な要因は、芝生の養生期間を短縮したこと、芝生の養生による使用面の制限をなくしたこと等により利用団体が増加したためである。一方で使用料収入は、平成 25 年度が 837 千円、平成 26 年度が 671 千円と、166 千円減少した。主な要因は、ノーザンブレッツの利用料を減免（1/2）したためである。

④ 秋田県立総合射撃場

表 4-1-18 施設の概要（県立総合射撃場）

施設名	秋田県立総合射撃場	
所在地	秋田県由利本荘市岩城道川字新田沢 43	
開設年月	平成 7 年（1995 年） 7 月	
規模	敷地 250,641.39 m ² 管理棟（建床）184.68 m ² （延床）345.78 m ² ライフル棟（建床）1,232.01 m ² （延床）2,439.24 m ²	
構造	クレー射撃場 屋外 ライフル射撃場 鉄骨造 2 階建 管理棟 鉄骨造 2 階建	
総事業費	2,132,000 千円	
設置根拠条例	秋田県立総合射撃場条例	
設置目的	スポーツの普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため	
施設の内容	クレー射撃場 （休場中）	トラップ専用射場 2 面、スキート専用射場 2 面
	ライフル射撃場	スモールボアライフル射場（射程 50m）26 射座
	その他の施設	スモールボア 26 射座、エアライフル 26 射座、 ビームライフル 7 射座
	駐車場	131 台
施設運営形態	指定管理者制度	
	指定管理者	（一財）秋田県総合公社
	指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
営業時間	9：00～17：00（8 時間）	
交通アクセス	秋田空港より車で約 20 分 羽越本線道川駅下車し、タクシーで約 5 分	



（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 4-1-19 指定管理者の運営収支（県立総合射撃場）

（単位：千円）

		前指定管理期間 (H23d-H27d)			現指定管理期間 (H28d-R2d)		
		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収 入	指定管理料	13,478	13,638	13,319	12,854	12,854	12,854
	事業参加料	-	-	-	-	-	-
	その他	-	15	-	-	-	-
収入合計（A）		13,478	13,653	13,319	12,854	12,854	12,854
支 出	人件費	7,216	8,070	7,376	8,325	8,729	8,950
	事務費	消耗品	29	59	76	113	73
		旅費	46	48	69	76	43
		役務費	245	244	244	211	143
		事務費合計	321	352	390	409	262
	事業費		7	19	29	30	25
	管理費	消耗品	191	571	339	189	208
		光熱水費	1,076	1,144	1,083	1,037	1,176
		燃料費	195	194	108	139	165
		役務費	61	72	58	168	19
		負担金	42	16	12	12	28
		公課費	472	707	664	631	639
		委託料等	1,091	1,087	1,213	1,204	1,052
		その他	1,696	1,710	629	619	619
	管理費合計		4,826	5,506	4,109	4,003	3,911
支出合計（B）		12,371	13,949	11,875	12,767	13,117	13,149
収支（A） - （B）		1,106	△296	1,443	86	△263	△295
収支差率		8.2%	△2.1%	10.8%	0.6%	△2.0%	△2.2%

（出典：指定管理者の事業報告書を基に監査人が作成）

平成 30 年度の指定管理者の運営収支は、収入合計が 12,854 千円、支出合計が 13,149 千円、収支差は△295 千円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。指定管理料は、平成 25 年度が 13,478 千円、平成 26 年度が 13,638 千円と、160 千円増加した。主な要因は、消費税率引上げ（5%から 8%）と電気料金の値上げ分加算である。また、平成 28 年度から現指定管理期間になり、指定管理料が前年度より 465 千円減少した。管理費その他は、平成 30 年度が 619 千円である。主な内訳は、一般管理費 589 千円である。

表 4-1-20 県の運営収支（県立総合射撃場）

（単位：千円）

		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収 入	使用料収入	563	541	556	440	463	519
	合計（A）	563	541	556	440	463	519
支 出	指定管理料	13,478	13,638	13,319	12,854	12,854	12,854
	修繕費（県負担）	81	49	3,137	597	1,944	28,406
	合計（B）	13,559	13,687	16,456	13,451	14,798	41,260
収支（A） - （B）		△12,995	△13,145	△15,899	△13,010	△14,334	△40,740
利用者数（人）		1,127	1,210	1,168	1,383	1,957	2,092
一人当たり 運営収支（円）		△11,531	△10,864	△13,612	△9,407	△7,324	△19,474

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

平成 30 年度の県の運営収支は、収入が 519 千円、支出合計は 41,260 千円、収支差は △40,740 千円である。平成 30 年度の利用者数は 2,092 人であり、一人当たり運営収支は △19,474 円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

修繕費は、平成 30 年度が 28,406 千円である。主な内訳は、バップル壁外改修、地すべり崩落法面復旧である。

利用者数は、平成 29 年度が 1,957 人、平成 30 年度が 2,092 人と、平成 28 年度以前と比べて大幅に増加した。主な要因は、ビーム射撃におけるジュニア育成選手による練習会場として利用が増えたためである。

県の運営収支は、平成 30 年度に上記の修繕を行ったため、他の 5 年と比べて支出超過額が多い。

⑤ 秋田県立田沢湖スポーツセンター

表 4-1-21 施設の概要（県立田沢湖スポーツセンター）

施設名	秋田県立田沢湖スポーツセンター		
所在地	秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野 73-75		
開設年月	平成 18 年（2006 年）10 月		
規模	敷地面積 287,748 m ² 宿泊施設 1 棟 体育館 1,353 m ² （バスケットボールコート 2 面） 陸上競技場 ラグビー場 1 面 サッカー場 1 面 多目的広場 キャンプ場		
構造	鉄筋コンクリート造 3 階建 体育館（鉄骨造） 建築面積 3,226.7 m ² 延床面積 5,111.31 m ²		
総事業費	（財）日本体育協会（現：（公財）日本スポーツ協会）から移管 新宿泊施設棟は 1,308,458 千円		
設置根拠条例	秋田県立田沢湖スポーツセンター条例		
設置目的	スポーツの普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため		
施設の内容	客室	宿泊定員 246 名 和室 30 室（4 名用 8 室・8 名用 8 室・10 名用 14 室） 洋室 4 室（2 名用 4 室） 洋室身障者用宿泊室（2 名用 1 室）	
	体育館	バスケットボールコート 2 面 バレーボールコート 2 面	
	その他の施設	浴室（2 室）、食堂、ミーティングルーム（3 室 31.5 m ² <1 室> 35.0 m ² <2 室>）、スキー置場、ワキシングルーム、トレーニング室等	
	駐車場	92 台（うち車椅子用駐車場 1 台）	
施設運営形態	指定管理者制度		
	指定管理者	田沢湖高原リフト（株）	
	指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
営業時間	(1) 受付・キャッシャー等サービス時間 門限 22:00、受付 6:00～22:00、会計（精算）8:00～17:00 (2) 飲食等サービス時間 朝食 7:00～8:30、昼食 12:00～13:30 夕食 18:00～19:30、その他の飲食等 18:00～21:55 (3) 入浴 15:00～23:00		
交通アクセス	田沢湖駅よりバスで 25 分		

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 4-1-22 指定管理者の運営収支（県立田沢湖スポーツセンター）

（単位：千円）

		前指定管理期間（H23d-H27d）			現指定管理期間（H28d-R2d）		
		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収 入	利用料金収入	48,712	45,341	48,390	41,700	44,057	44,901
	指定管理料	25,872	28,220	28,246	28,246	28,232	28,232
	事業参加料	2,681	2,778	3,808	2,209	1,991	1,851
	その他	-	-	-	-	-	-
収入合計（A）		77,265	76,340	80,446	72,155	74,280	74,984
支 出	人件費	39,187	40,734	40,751	38,331	38,064	40,093
	事 務 費	消耗品	1,005	1,162	1,162	1,048	1,138
		旅費	355	340	468	465	597
		役務費	1,002	620	799	685	647
	事務費合計		2,363	2,124	2,430	2,200	2,382
	事業費		2,948	2,955	2,955	2,649	1,739
	管 理 費	消耗品	1,724	1,933	2,366	1,752	1,952
		光熱水費	8,062	7,678	8,121	7,572	8,172
		燃料費	7,432	7,484	4,458	4,642	5,379
		役務費	6,113	5,662	7,745	6,055	5,414
		負担金	229	199	197	197	210
		公課費	4,529	5,034	6,455	4,910	4,583
		その他	5,113	4,206	4,040	4,531	5,835
	管理費合計		33,206	32,198	33,384	29,662	32,567
支出合計（B）		77,706	78,012	79,522	72,844	74,699	76,507
収支（A） - （B）		△440	△1,671	924	△688	△419	△1,523
収支差率		△0.5%	△2.1%	1.1%	△0.9%	△0.5%	△2.0%

（出典：指定管理者の事業報告書を基に監査人が作成）

平成 30 年度の指定管理者の運営収支は、収入合計が 74,984 千円、支出合計が 76,507 千円、収支差は△1,523 千円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

利用料金収入は、平成 27 年度が 48,390 千円、平成 30 年度が 44,901 千円と減少傾向である。主な要因は、利用者数が減少したためである。（利用者数の減少理由は、県の運営収支を参照。）

指定管理料は、平成 25 年度が 25,872 千円、平成 26 年度が 28,220 千円と、2,348 千円

増加した。主な要因は、消費税率引上げ（5%から8%）と電気料金の値上げ分加算である。

事業参加料は、平成27年度が3,808千円、平成30年度が1,851千円と減少傾向である。主な要因は、田沢湖クロスカントリースキー大会の主催者は平成27年度まで指定管理者であったが平成28年度から別に組織された実行委員会になったこと、平成30年度から県中学校体育連盟及び県スポーツ少年団の施策として第1・第3日曜日が活動休止日となり事業数が減ったことである。

事業費は、平成27年度が2,955千円、平成30年度が1,465千円と減少傾向である。主な要因は、上記の事業参加料と同様、主催事業の開催減少に伴い、参加費・報償費（楯・メダル等）などの支出が減ったことである。

管理費その他は、平成30年度が5,835千円である。主な内訳は、温泉供給料金1,762千円、寝具リース1,125千円、通信費620千円である。

表 4-1-23 県の運営収支（県立田沢湖スポーツセンター）

（単位：千円）

		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収入	使用料収入	-	-	-	-	-	-
	合計（A）	-	-	-	-	-	-
支出	指定管理料	25,872	28,220	28,246	28,246	28,232	28,232
	修繕費（県負担）	1,883	2,491	2,035			14,049
	合計（B）	27,755	30,711	30,281	28,246	28,232	42,281
	収支（A）－（B）	△27,755	△30,711	△30,281	△28,246	△28,232	△42,281
	利用者数（人）	38,700	36,591	39,313	34,740	36,059	34,888
	一人当たり 運営収支（円）	△717	△839	△770	△813	△782	△1,211

（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

平成30年度の県の運営収支は△42,281千円である。平成30年度の利用者数は34,888人であり、一人当たり運営収支は△1,211円である。

過去6年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

修繕費は、平成30年度が14,049千円である。主な内訳は、大雪で破損した壁の補修である。

利用者数は、平成27年度が39,313人、平成30年度が34,888人と減少傾向である。これは、主催事業（バスケットボール、バレーボール等）、スキー実習、スキー合宿などが減少したためである。

県の運営収支は、平成30年度に上記の修繕を行ったため、他の5年と比べて支出超過額が多い。

⑥ 秋田県立武道館

表 4-1-24 施設の概要（県立武道館）

施設名	秋田県立武道館		
所在地	秋田市新屋町字砂奴寄 2-2		
開設年月	平成 16 年（2004 年）3 月		
規模	敷地面積 19,961 m ² 建物延面積 18,744 m ²		
構造	鉄筋コンクリート 3 階建		
総事業費	6,031,906 千円		
設置根拠条例	秋田県立武道館条例		
設置目的	スポーツの普及振興と県民の心身の健全な発達に寄与するため		
施設内容	大道場	約 2,356 m ² （約 62m×約 38m）、柔道・剣道公式 8 面、観客席 2,510 席＋車椅子席 7 席	
	小道場	約 528 m ² （約 33m×約 16m）	
	相撲場	屋内土俵 1 面、屋外土俵 1 面、観客席約 130 人＋車椅子席 2 席	
	近的弓道場	28m 12 人立、観客席 82 人＋車椅子席 2 席	
	柔道場	公式 3 面、観客席 165 席＋車椅子席 2 席	
	剣道場	公式 3 面、観客席約 100 人（畳席 34 畳）	
	遠的弓道場	60m 6 人立 観客スペース（屋外）	
	駐車場	602 台（うち県立野球場と共用 87 台）	
施設運営形態	指定管理者制度		
	指定管理者	（一財）秋田県総合公社	
	現指定管理期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	
営業時間	9:00～21:00（12 時間）		
交通アクセス	秋田駅より約 5.8km 秋田空港より約 22.4km		

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

表 4-1-25 指定管理者の運営収支（県立武道館）

（単位：千円）

		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d	
収入	指定管理料	72,580	78,936	78,936	78,936	78,936	74,936	
	事業参加料	-	-	-	836	1,049	1,019	
	その他	926	1,154	916	53	50	59	
収入合計（A）		73,506	80,090	79,852	79,825	80,036	76,014	
支出	人件費		19,878	19,905	20,471	20,945	16,406	20,091
	事務費	消耗品	-	583	282	463	430	433
		旅費	2	66	5	2	9	12
		役務費	-	295	289	291	300	286
	事務費合計		2	946	577	757	740	732
	事業費		-	-	-	2,029	1,956	2,216
	管理費	消耗品	1,271	2,687	2,853	1,530	1,140	1,202
		光熱水費	23,689	25,198	24,648	23,009	22,285	20,541
		燃料費	9,516	7,811	4,527	6,190	7,654	7,786
		役務費	1,108	575	1,533	986	1,161	1,135
		負担金	5	61	5	19	9	5
		公課費	929	1,829	1,562	1,699	1,727	1,427
		その他	18,820	22,822	24,496	22,244	21,906	22,841
	管理費合計		55,340	60,986	59,627	55,680	55,886	54,939
支出合計（B）		75,221	81,838	80,676	79,413	74,989	77,979	
収支（A） - （B）		△1,714	△1,747	△824	412	5,046	△1,965	
収支差率		△2.3%	△2.1%	△1.0%	0.5%	6.3%	△2.5%	

（出典：指定管理者の事業報告書を基に監査人が作成）

平成 30 年度の指定管理者の運営収支は、収入合計が 76,014 千円、支出合計が 77,979 千円、収支差は△1,965 千円である。

過去 6 年間の主な収支増減は、以下のとおりである。

指定管理料は、平成 25 年度が 72,580 千円、平成 26 年度が 78,936 千円と、6,356 千円増加した。主な要因は、消費税率引上げ（5%から 8%）と電気料金の値上げ分加算である。また、平成 29 年度が 78,936 千円、平成 30 年度が 74,936 千円と、△4,000 千円減少した。主な要因は、施設の LED 化による削減である。

事業参加料は、平成 30 年度が 1,019 千円である。主な内容は、剣道教室等の主催事業の参加料収入である。

その他収入は、平成 30 年度が 59 千円である。主な内容は、コピー料の収入である。

光熱水費は、平成 26 年度が 25,198 千円、平成 30 年度が 20,541 千円と、減少傾向である。主な要因は、原油安に伴う燃料費調整単価が低かったこと及び施設の LED 化を平成 28 年度に大道場、平成 29 年度に大道場以外と順次実施しているためである。

管理費その他は、平成 30 年度が 22,841 千円である。主な内訳は、委託費 16,663 千円、一般管理費 4,444 千円、修繕費 1,699 千円である。

表 4-1-26 県の運営収支（県立武道館）

（単位：千円）

		H25d	H26d	H27d	H28d	H29d	H30d
収入	使用料収入	14,936	14,505	13,758	13,729	13,526	14,418
	合計（A）	14,936	14,505	13,758	13,729	13,526	14,418
支出	指定管理料	72,580	78,936	78,936	78,936	78,936	74,936
	修繕費（県負担）	754	2,431	2,719	3,111	5,940	794
	合計（B）	73,334	81,367	81,655	82,047	84,876	75,730
収支（A）－（B）		△58,397	△66,861	△67,896	△68,317	△71,349	△61,311
利用者数（人）		230,362	225,495	230,598	223,207	226,404	228,836
一人当たり運営収支（円）		△253	△296	△294	△306	△315	△267

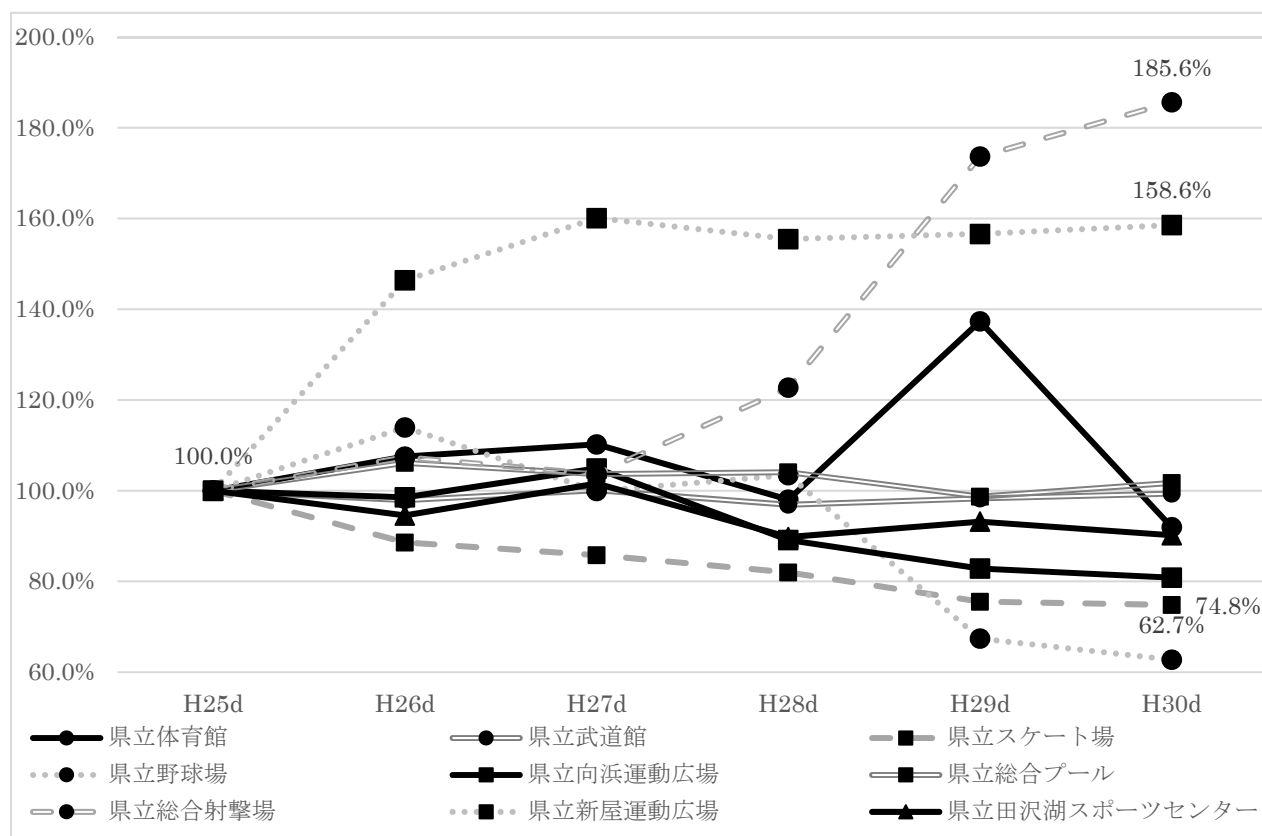
（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

平成 30 年度の県の運営収支は、収入が 14,418 千円、支出合計は 75,730 千円、収支差は△61,311 千円である。平成 30 年度の利用者数は 228,836 人であり、一人当たり運営収支は△267 円である。

過去 6 年間の収支で著しい増減は生じていない。

ここで指定管理者制度を導入している県有体育施設の利用者数、指定管理者の運営収支、利用者一人当たりの県の運営収支の推移を示すと以下のとおりである。

表 4-1-27 利用者数の推移（H25d を 100%とした場合）

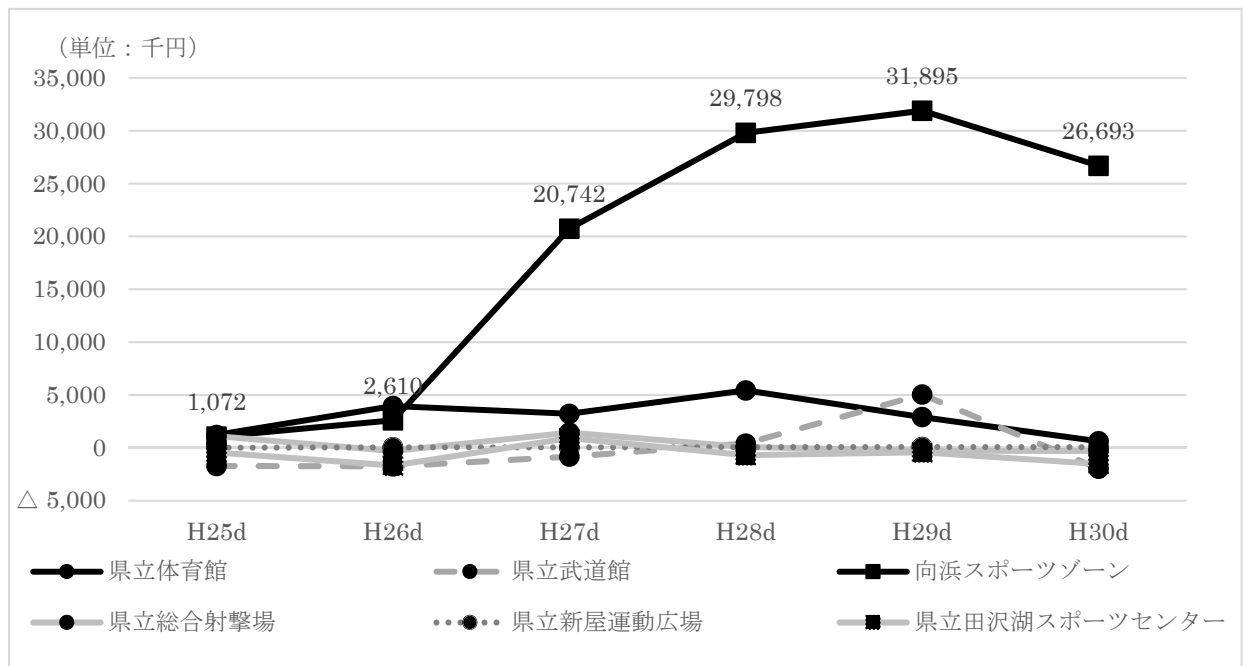


（出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

施設利用者数は平成 25 年度を 100%とした場合、平成 30 年度に県立総合射撃場が 185.6%、県立新屋運動広場が 158.6%と大きく増加した。主な要因は、県立総合射撃場はビーム射撃におけるジュニア育成選手による練習会場として利用が増えたためである。県立新屋運動広場は、芝生の養生期間を短縮したこと、芝生の養生による使用面の制限をなくしたこと等により利用団体が増加したためである。

一方で、平成 30 年度に県立野球場が 62.7%、県立スケート場が 74.8%と大きく減少した。主な要因は、県立野球場は、平成 29 年 8 月から平成 30 年 6 月まで大規模修繕を実施し、営業休止していたためである。県立スケート場は主な利用者である小中学生の人数減少による利用者数の減が続いている。

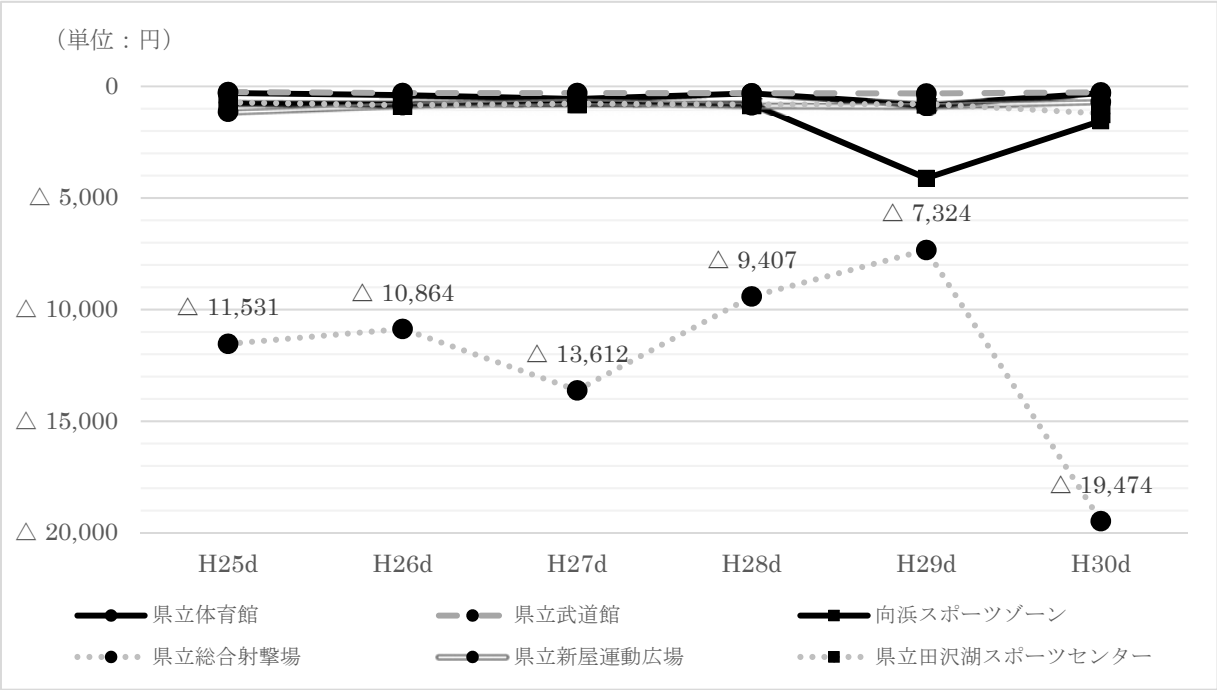
表 4-1-28 指定管理者の運営収支の推移



(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

向浜スポーツゾーンにおいて、指定管理者の運営収支が大きくプラスとなっているが、その要因については後述することとする。

表 4-1-29 利用者一人当たりの県の運営収支の推移



(出典：スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成)

利用者一人当たりの県の運営収支は、いずれの施設も支出超過である。このうち県立総合射撃場は、毎年△10,000 円前後の支出超過であり、他の施設と比べて県の負担が大きい。

⑦ 秋田県スポーツ科学センター

表 4-1-30 施設の概要（スポーツ科学センター）

施設名	秋田県スポーツ科学センター	
所在地	秋田県秋田市八橋運動公園 1-5	
開設年月	昭和 54 年（1979 年）2 月	
規模	建物（建床）2,160 m ² （延床）6,263.79 m ² 敷地 6,146.32 m ²	
構造	鉄筋コンクリート造（一部プレストレストコンクリート造）3 階建	
総事業費	1,066,397 千円	
設置根拠条例	秋田県スポーツ科学センター条例	
設置目的	スポーツ指導者の養成並びにスポーツに関する研修及び医科学的研究を行うことによりスポーツの普及振興及び競技力の向上を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため	
施設の内容	1 階	トレーニング場 ウェイトリフティング 体育場
	2 階	トレーニング場 研修室
	3 階	体育場 会議室 1 会議室 2
	駐車場	50 台
施設運営形態	直営	
営業時間	9:00～21:00（受付終了 20:30）（12 時間）	
交通アクセス	秋田駅よりバスで約 15 分	

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

⑧ 鹿角トレーニングセンター（アルパス）

表 4-1-31 施設の概要（鹿角トレーニングセンター）

施設名	鹿角トレーニングセンター（アルパス）	
所在地	秋田県鹿角市花輪字百合沢 81-1	
開設年月	平成 7 年（1995 年）12 月	
規模	建物（建床）3,431.34 m ² （延床）6,095.60 m ² 敷地 8,045.49 m ²	
構造	トレーニングセンター 4 階建 シャンツェ管理棟 2 階建 シャンツェ審判棟 3 階建（地上 2、地下 1） 人工降雪機械室 平屋 格納庫 平屋	
総事業費	約 2,511,000 千円	
設置根拠条例	（鹿角市）鹿角市スキー場条例	
設置目的	スキー競技、トレーニング及びスポーツの交流を通じて、スポーツの振興を図り、市民の体力の向上と心身の健全な発達に寄与するため	
施設の内容	アリーナ	（バスケットボールコート 2 面、バレーボールコート 2 面、インドアテニス 2 面、バドミントン 4 面）
	ランニングコース	170mの室内ランニングコース
	その他の施設	トレーニングルーム、温泉、レストラン、宿泊室（洋室 19 室、和室 2 室）、研修室・ミーティングルーム
	駐車場	56 台
施設運営形態	県が鹿角市に無償貸付 鹿角市は指定管理者制度を採用	
	指定管理者	東京美装興業（株）
	指定管理期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日
営業時間	9:00～21:00（12 時間）	
交通アクセス	鹿角八幡平 IC より車で 15 分	



（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

⑨ 大館樹海ドーム（ニプロハチ公ドーム）

表 4-1-32 施設の概要（大館樹海ドーム）

施設名	大館樹海ドーム（ニプロハチ公ドーム）		
所在地	秋田県大館市上代野字稲城台 1 番地 1		
開設年月	平成 9 年（1997 年）7 月		
規模	建物 24,672 m ² 敷地 130,940 m ²		
構造	下部構造（鉄筋コンクリート造）、屋根構造（秋田杉大断面集成材アーチ構造）、屋根仕上（テフロン膜外膜圧 0.8mm、内膜圧 0.35mm）など		
総事業費	約 7,650,000 千円		
設置根拠条例	（大館市）大館樹海ドームパークに関する条例		
設置目的	市民が体育、文化、教養、産業、余暇等の活動を多様に行う機会を幅広く提供し、もって市民のスポーツの振興、福祉の増進及びゆとりある文化的な生活の向上に寄与するため		
施設の内容	〔主〕	野球（両翼 90m×センター120m）	
	〔他〕	サッカー（64m×100m、または 64m×90m）、フットサル（6 面）陸上競技（周回 300m、直線 100m×7 レーン）、ゲートボール（20 面）、テニス（最大 10 面）、ミニテニス・バドミントン（最大 16 面）	
	駐車場	634 台	
施設運営形態	県が大館市に無償貸付 大館市は指定管理者制度を採用		
	指定管理者	（一財）大館市文教振興事業団	
	指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日	
営業時間	基本時間帯 9:00～21:30（12 時間半） 特別時間帯 21:30～9:00		
交通アクセス	小坂 IC から車で約 20 分		

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）

⑩ 能代山本スポーツリゾートセンター（アリーナス）

表 4-1-33 施設の概要（能代山本スポーツリゾートセンター）

施設名	能代山本スポーツリゾートセンター （アリーナス）		
所在地	秋田県能代市落合字下台 2 番地 1		
開設年月	平成 7（1995 年）4 月		
規模	建物（建床）7,410.49 m ² （延床）8,921.39 m ² 敷地 31,783 m ²		
構造	鉄筋コンクリート造 3 階建		
総事業費	約 3,151,000 千円		
設置根拠条例	（能代山本広域市町村圏組合） 能代山本広域市町村圏組合スポーツリゾートセンターに関する条例		
設置目的	圏域内外の人的交流と活力ある地域社会の推進を図るため		
施設の内容	アリーナ	バスケットボールコート（練習 4 面、公式 2 面） バレーボールコート（4 面） テニスコート（4 面） バドミントンコート（16 面） 卓球（20 台）	
	ランニングコース	1 周 215m（アリーナ 2 階）	
	温水プール	25m×6 コース 水深：1.3m×5 コース、0.9m×1 コース 採暖室（レストルーム）等	
	トレーニングルーム	エアロビックマシン ランニングマシン エアロバイク トレーニングマシン	
	宿泊室	和室 13 室、洋室 16 室、身障者室 1 室	
	駐車場	300 台	
	施設運営形態	県が能代山本広域市町村圏組合に無償貸付 同組合が運営	
営業時間	9:00～21:00（12 時間）		
交通アクセス	能代南 IC より国道 7 号線、101 号線経由、車で約 15 分		

（出典：施設ウェブサイト、スポーツ振興課から提供された資料を基に監査人が作成）